

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和7年9月30日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.2	第2章 制度の概要 第1節 基本方針 等の策定 第1 基本方針 ○1つ目	○ 政府は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)第2条の3第1講に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」(平成30年12月25日閣議決定。以下「基本方針」という。)を策定しています。	○ 政府は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)第2条の3第1項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第7条第1項の規定に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」(令和7年3月11日閣議決定。以下「基本方針」という。)を策定しています。
	P.2	○2つ目	○ 基本方針には、①特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項、②人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項、③	○ 基本方針には、①特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項、②特定産業分野及び育成就労産業分野に関する基本的な事項等、③当該産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事

			<p>当該産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項、④特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、⑤特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項が定められています。</p>	<p>項、④特定技能所属機関に係る施策並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項、⑤特定技能制度及び育成就労制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、⑥特定技能制度及び育成就労制度の運用に関するその他の重要事項が定められています。</p>
2	P.7	<p>第3節 特定技能外国人受入れ手続の流れ ○6つ目</p>	<p>○ 入管法施行規則が改正されたことに伴い、これまで在留諸申請時に提出を求めていた特定技能所属機関の適格性に関する次の書類（以下「適格性書類」という。）は、令和7年4月1日以降は、1年に1度の頻度で提出する定期届出「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」（第7章第6節）の添付書類となります。同日以前から特定技能外国人の受入れを継続している機関は、原則として、在留諸申請において適格性書類の提出は不要です。</p> <p>（特定技能所属機関の適格性に関する書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） ・ 登記事項証明書 ・ 業務執行に關与する役員の住民票の写し ・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号） ・（特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）法人住民税の納付に係る資料 	<p>○ これまで在留諸申請時に提出を求めていた次の特定技能所属機関の適格性に関する書類（以下「適格性書類」という。）等は、令和7年4月1日以降は、一定の基準を満たす場合、提出を省略することが可能です（適格性書類については、1年に1度の頻度で提出する定期届出「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」（第7章第6節）の添付書類として提出することになります。）。</p> <p>（特定技能所属機関の適格性に関する書類（適格性書類））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） ・ 登記事項証明書 ・ 業務執行に關与する役員の住民票の写し ・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号） ・（特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）法人住民税の納付に係る資料

	P.7	○7つ目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1－4号） ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号） <p>○ ただし、令和7年4月1日以降に新たに特定技能外国人の受入れを開始する場合には、従前どおり、在留諸申請時に適格性書類等の提出が必要です。この場合であっても、同年度に複数の特定技能外国人の受入れをしようとする場合には、次年度以降は「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」で適格性書類を提出することになるため、在留諸申請時の提出は不要となります。</p> <p>○ 在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行い、かつ一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関等については、「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」を提出する際に必要となる適格性書類の提出を省略することが可能です。</p> <p>なお、適格性書類の提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出する必要があることに留意願います。</p>	<p>（適格性書類のほか提出の省略を認める書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1－4号） ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号） <p>（削除）</p> <p>○ 一定の基準とは、（1）同一年度内に既に特定技能外国人を受け入れていること、又は（2）①過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、②在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い、かつ③一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関であることです。</p> <p>一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する機関です。詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加
--	-----	------	--	--

			<p>○ 定期届出において適格性書類の提出の省略を認める機関は次のとおりですが、詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。</p> <p>(対象となる機関)</p> <p>過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行い(※)、かつ次の①から⑥のいずれかに該当する機関</p> <p>※ 令和8年4月1日以降に提出する定期届出においては、オンライン申請及び電子届出を行うことが適格性書類の提出の省略が認められる必須要件</p>	<p>算の項の中欄イ又はロの対象企業(イノベーション創出企業)</p> <p>④ 一定の条件を満たす企業等</p> <p>⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人</p> <p>⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人</p> <p>なお、在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行うためには、事前の利用者登録が必要です。</p> <p>また、適格性書類等の提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出する必要があることに留意願います。</p> <p>(削除)</p>
--	--	--	--	---

			<p>となりますので、省略を希望される場合には、オンライン申請及び電子届出の利用者登録を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ④ 一定の条件を満たす企業等 ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人 ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人 	
3	P.10	<p>第3章 在留資格 「特定技能」 第1節 「特定技能1号」 ○4つ目</p>	<p>○ 1号特定技能外国人について、在留が許可される場合には、在留期間として、1年を超えない範囲内で法務大臣が個々に指定する期間が付与されます。</p>	<p>○ 1号特定技能外国人について、在留が許可される場合には、在留期間として、3年を超えない範囲内で法務大臣が個々に指定する期間が付与されます。</p>
	P.10	<p>【指定内容】</p>	<p>【指定内容】</p> <p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。</p>	<p>【指定内容】</p> <p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。</p>

			<p>・本邦の公私の機関 氏名又は名称 ○○○○株式会社 住 所 ○○県○○市○○町1-1</p> <p>・特定産業分野 ○○ (複数の分野を指定する場合) 主たる分野:○○、従たる分野:○○</p>	<p>・本邦の公私の機関 氏名又は名称 ○○○○株式会社 住 所 ○○県○○市○○町1-1</p> <p>・特定産業分野 ○○ (複数の特定産業分野を指定する場合) ・特定産業分野 ○○、○○、○○</p>
4	P.12	第2節 「特定技能2号」 ○5つ目	<p>○ 2号特定技能外国人について、在留が許可される場合には、在留期間として、3年、1年又は6月の在留期間が付与されます。</p> <p>【指定内容】 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。</p> <p>・本邦の公私の機関 氏名又は名称 ○○○○株式会社 住 所 ○○県○○市○○町1-1</p> <p>・特定産業分野 ○○ (複数の分野を指定する場合) 主たる分野:○○、従たる分野:○○</p>	<p>○ 2号特定技能外国人について、在留が許可される場合には、在留期間として、3年、2年、1年又は6月の在留期間が付与されます。</p> <p>【指定内容】 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。</p> <p>・本邦の公私の機関 氏名又は名称 ○○○○株式会社 住 所 ○○県○○市○○町1-1</p> <p>(複数の特定産業分野を指定する場合) ・特定産業分野 ○○、○○、○○</p>
	P.12	【留意事項】 ○4つ目	<p>【留意事項】 ○ 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」、「自動車運送業分野」、「鉄道分野」、「林業分野」及び「木材産業分野」を除く11分野となっています(令和6年9月30日時</p>	<p>【留意事項】 ○ 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」、「自動車運送業分野」、「鉄道分野」、「林業分野」及び「木材産業分野」を除く11分野となっています(令和7年9月30日時</p>

			点)。	点)。
5	<p>P.1 5</p> <p>P.1 6</p>	<p>第4章 特定技能 外国人に関する基 準 第1節 「特定技 能1号」 (2) 健康状態に 関するもの 【留意事項】 ○3つ目</p> <p>(3) 技能水準に 関するもの 【確認対象の書 類】</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ また、提出する立証資料が健康診断個人票(参考様式第1-3号)と異なる形式でも構いませんが、検診項目としては、少なくとも、健康診断個人票(参考様式第1-3号)に記載した健康診断項目を検診し、「安定・継続的に就労活動を行うことについて」医師の署名があることが求められます。</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p><試験その他の評価方法により技能水準を証明する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> *詳細は本要領別紙4及び本要領別冊(分野別)を参照してください。 ・分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料 <ul style="list-style-type: none"> *分野別運用方針において、試験以外の評価方法を採用している場合 <p><技能実習2号を良好に修了した者であること等を証明する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> *技能検定等に合格している場合 *提出を省略できる場合あり(【留意事項】を参照) 	<p>【留意事項】</p> <p>○ また、提出する立証資料が健康診断個人票(参考様式第1-3号)と異なる形式でも構いませんが、少なくとも健康診断個人票(参考様式第1-3号)に記載した健康診断項目を検診し、「安定・継続的に就労活動を行うことについて」医師の署名があることが求められます。</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p><試験その他の評価方法により技能水準を証明する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> *詳細は本要領別冊(分野別)を参照してください。 ・分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料 <ul style="list-style-type: none"> *分野別運用方針において、試験以外の評価方法を採用している場合 <p><技能実習2号を良好に修了した者であること等を証明する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> *技能検定等に合格している場合 *提出を省略できる場合あり(【留意事項】を参照)

	<p>P.18</p> <p>【留意事項】</p> <p>○7つ目</p>	<p>・技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）</p> <p>＊技能検定等に合格していない場合</p> <p>＊提出を省略できる場合あり（【留意事項】を参照）</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等の事情により技能実習計画に定めた技能検定又は技能実習評価試験の受検ができず次の段階の技能実習を行うことができないために所属している実習実施者において引き続き業務に従事しながら当該検定等の受検を目的として在留資格「特定活動」で活動した場合などのように、当該活動が技能実習と実質的に同一であるものとしてと取り扱われたときは、当該活動に係る期間は技能実習を行った期間と取り扱います。</p>	<p>・技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）</p> <p>＊技能検定等に合格していない場合</p> <p>＊提出を省略できる場合あり（【留意事項】を参照）</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等の事情により技能実習計画に定めた技能検定又は技能実習評価試験の受検ができず次の段階の技能実習を行うことができないために所属している実習実施者において引き続き業務に従事しながら当該検定等の受検を目的として在留資格「特定活動」で活動した場合などのように、当該活動が技能実習と実質的に同一であるものとして取り扱われたときは、当該活動に係る期間は技能実習を行った期間と取り扱います。</p>
	<p>P.18</p> <p>○8つ目</p>	<p>○ 「特定技能1号」の活動として従事する業務と技能実習2号との関連性については、分野別運用方針において定められています（詳細は本要領別紙4及び本要領別冊（分野別）を参照）。</p>	<p>○ 「特定技能1号」の活動として従事する業務と技能実習2号との関連性については、分野別運用方針において定められています（詳細は本要領別冊（分野別）を参照）。</p>
	<p>P.20</p> <p>（4）日本語能力に関するもの</p> <p>○3つ目</p>	<p>○ なお、技能実習2号を良好に修了している場合は、原則として、修了した技能実習の職種・作業の種類にかかわらず、日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しないこととされています（N4レベルの試験免除）。ただし、介護分野において証明を求めることとしている介護日本語評価試験の合格については、介護職種・介護作業の技能実習2</p>	<p>○ なお、技能実習2号を良好に修了している場合は、原則として、修了した技能実習の職種・作業の種類にかかわらず、日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しないこととされています（N4レベルの試験免除）。ただし、介護分野において証明を求めることとしている介護日本語評価試験の合格については、介護職種・介護作業の技能実習2</p>

	<p>P.2 1</p> <p>【留意事項】</p> <p>○5つ目</p>	<p>号を良好に修了した者を除き、試験免除されないことに留意願います（詳細は本要領別冊-介護分野の基準について-を参照願います。）。また、自動車運送業分野（タクシー運転者、バス運転者に限る。）及び鉄道分野（運輸係員に限る。）については、N3レベルの日本語能力が必要となるため、技能実習2号を良好に修了している場合にも試験その他の評価方法による証明を要することに留意願います。</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等の事情により技能実習計画に定めた技能検定又は技能実習評価試験の受検ができず次の段階の技能実習を行うことができないために所属している実習実施者において引き続き業務に従事しながら当該検定等の受検を目的として在留資格「特定活動」で活動した場合などのように、当該活動が技能実習と実質的に同一であるものとしてと取り扱われたときは、当該活動に係る期間は技能実習を行った期間と取り扱います。</p>	<p>号を良好に修了した者を除き、試験免除されないことに留意願います（詳細は本要領別冊-介護分野の基準について-を参照願います。）。また、自動車運送業分野（タクシー運転者、バス運転者に限る。）及び鉄道分野（運輸係員に限る。）については、N3レベルの日本語能力が必要となるため、技能実習2号を良好に修了している場合であっても、試験その他の評価方法による証明を要することに留意願います。</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等の事情により技能実習計画に定めた技能検定又は技能実習評価試験の受検ができず次の段階の技能実習を行うことができないために所属している実習実施者において引き続き業務に従事しながら当該検定等の受検を目的として在留資格「特定活動」で活動した場合などのように、当該活動が技能実習と実質的に同一であるものとして取り扱われたときは、当該活動に係る期間は技能実習を行った期間と取り扱います。</p>
	<p>P.2 1</p> <p>○6つ目</p>	<p>○ 「特定技能1号」の活動として従事する業務と技能実習2号との関連性については、分野別運用方針において定められています（詳細は、本要領別紙4及び本要領別冊（分野別）を参照）。</p>	<p>○ 「特定技能1号」の活動として従事する業務と技能実習2号との関連性については、分野別運用方針において定められています（詳細は、本要領別冊（分野別）を参照）。</p>
	<p>P.2 3</p> <p>（6）通算在留期間に関するもの</p>	<p>【関係規定】</p> <p>上陸基準省令（特定技能1号）</p>	<p>【関係規定】</p> <p>上陸基準省令（特定技能1号）</p>

		【関係規定】	<p>一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。</p> <p>へ 特定技能（法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあつては、当該在留資格をもって在留した期間が通算して5年に達していないこと。</p>	<p>一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。</p> <p>へ 特定技能（法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあつては、当該在留資格をもって在留した期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く。）が通算して5年（当該在留資格をもって5年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合にあつては、6年）に達していないこと。</p>
P.23	○2つ目	(新設)		○ ただし、妊娠・出産・育児を理由として1号特定技能外国人としての活動が行えない休業期間については、当該休業期間が疎明資料から認められる場合限り、5年の通算在留期間には含めません。
P.23	○3つ目	(新設)		○ また、「その他のやむを得ない事情」として、病気・

	<p>P.2 3</p> <p>○4つ目</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>怪我(労災を含む。)を理由として1号特定技能外国人としての活動が行えない休業期間についても、当該休業期間が疎明資料から認められる場合に限り、5年の通算在留期間には含めません。</p> <p>○ このほか、「特定技能2号」で従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることを評価する試験(以下「特定技能2号評価試験等」という。)に不合格となった1号特定技能外国人のうち、一定の要件を満たすものについては、当分の間、「5年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合」に該当するとして、通算在留期間が6年となります。</p>
	<p>P.2 4</p> <p>【留意事項】</p> <p>○2つ目</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 次の場合は通算在留期間に含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 失業中や育児休暇及び産前産後休暇等による休業期間 ・ 労災による休業期間 ・ 再入国許可による出国(みなし再入国許可による出国を含む。)による出国期間 ・ 「特定技能1号」を有する者が行った在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請中(転職を行うためのものに限る。)の特例期間 ・ 特例措置として「特定技能1号」への移行準備のために就労活動を認める「特定活動」で在留していた期間 	<p>【留意事項】</p> <p>○ 次の場合は通算在留期間に含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 失業中の期間 ・ 再入国許可による出国(みなし再入国許可による出国を含む。)の出国期間(産前産後休業期間・育児休業期間及び病気・怪我による休業期間における出国期間を除く。) ・ 「特定技能1号」を有する者が行った在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請中の特例期間 ・ 特例措置として「特定技能1号」への移行準備のために就労活動を認める「特定活動」で在留していた期間 	<p>【留意事項】</p> <p>○ 次の場合は通算在留期間に含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 失業中の期間 ・ 再入国許可による出国(みなし再入国許可による出国を含む。)の出国期間(産前産後休業期間・育児休業期間及び病気・怪我による休業期間における出国期間を除く。) ・ 「特定技能1号」を有する者が行った在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請中の特例期間 ・ 特例措置として「特定技能1号」への移行準備のために就労活動を認める「特定活動」で在留していた期間

	P.24	○3つ目	<p>○ ただし、次の場合は通算在留期間に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再入国許可により出国（みなし再入国許可による出国を含む。）したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための上陸を拒否する措置などにより再入国することができなかった期間 <p>この場合、新型コロナウイルス感染症の影響に関する申立書（参考様式第1-28号）を提出いただくことにより、その事情を考慮して通算在留期間に含めない取扱いとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、受入れ機関又は受入れ予定機関の経営状況の悪化（倒産、人員整理、雇止め、採用内定の取消し等）等により、自己の責めに帰すべき事由によらずに当該機関において活動することができなくなり現在の在留資格で本邦に引き続き在留することが困難となった外国人、又は、予定された技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて帰国が困難となった外国人の本邦での雇用を維持するため、特定産業分野において、特定技能の業務に必要な技能を身に付けるために在留資格「特定活動」で在留した期間 	<p>○ ただし、次の期間は通算在留期間に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再入国許可により出国（みなし再入国許可による出国を含む。）したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための上陸を拒否する措置などのやむを得ない事情により再入国することができなかった期間 <p>再入国許可による出国（みなし再入国許可による出国を含む。）の出国期間中も「特定技能1号」としての在留資格が継続しますが、やむを得ない事情により再入国することができなかった期間は5年の通算在留期間には含めないこととするため、本取扱いを希望する場合は5年の通算在留期間が満了する前（概ね3か月前）に、再入国出国期間に関する申立書（参考様式第1-28号）及びやむを得ない事情により再入国できなかったことを疎明する資料とともに、当該期間に応じた在留諸申請をし、申立書及び資料から当該期間が確認でき、その在留を適当と認めるに足る相当の理由があるときに限り、許可がされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、受入れ機関又は受入れ予定機関の経営状況の悪化（倒産、人員整理、雇止め、採用内定の取消し等）等により、自己の責めに帰すべき事由によらずに当該機関において活動することができなくなり現在の在留資格で本邦に引き続き在留することが困難となった外国人、又は、予定された技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて帰国が
--	------	------	---	---

				<p>困難となった外国人の本邦での雇用を維持するため、特定産業分野において、特定技能の業務に必要な技能を身に付けるために在留資格「特定活動」で在留した期間</p> <p>・産前産後休業期間・育児休業期間</p> <p>ここでいう「産前産後休業期間・育児休業期間」とは、労働基準法に基づく産前産後休業（産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）・産後8週間）及び育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児休業期間（子が1歳に達するまで。ただし、育児・介護休業法に基づき、保育所などに入所できない場合に限り、1歳6か月まで（再延長で2歳まで）育児休業を延長した場合には、当該期間）において、1号特定技能外国人としての活動が行えない期間を指します。</p> <p>休業期間中も「特定技能1号」としての在留資格が継続しますが、当該期間は5年の通算在留期間には含めないこととするため、本取扱いを希望する場合は5年の通算在留期間が満了する前（概ね3か月前）に、疎明資料（第3節参照）とともに当該期間に応じた在留諸申請をし、疎明資料から当該期間が確認でき、その在留を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされます。</p> <p>・病気・怪我（労災を含む。）による休業期間</p> <p>ここでいう「病気・怪我による休業期間」とは、特定技能制度の適正な運用を図る観点から、病気・怪我による休業期間が原則1年以下（労災による病気・</p>
--	--	--	--	---

	P.25	○4つ目	(新設)	<p>怪我に起因する休業の場合はその事情に鑑み、休業期間が3年以下)であり、1号特定技能外国人として活動が行えない期間を指します。ただし、休業期間は、連続した1か月を超える期間である必要があり、例えば、体調不良等を理由として数日間自宅で療養する場合や、断続的な通院により業務が行えない場合は対象外となります。</p> <p>上記の産前産後休業・育児休業の場合と同様、本取扱いを希望する場合は5年の通算在留期間が満了する前(概ね3か月前)に、疎明資料(第3節参照)とともに当該期間に応じた在留諸申請をし、疎明資料から当該期間が確認でき、その在留を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされます。</p> <p>・上記の産前産後休業・育児休業及び病気・怪我(労災を含む。)による休業期間を通算在留期間に含めない取扱いを受けるためには、休業の原因となった事由が発生した際に遅滞なく受入れ困難に係る届出を行っていることが必要となることに留意ください。</p> <p>○ 「特定技能2号」での受入れが認められている特定産業分野において、特定技能2号評価試験等(※)に不合格となった1号特定技能外国人のうち、以下の要件を満たしていると認められるものについては、当分の間、「5年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合」に該当するとして、通算在留期間が6年となります。</p>
--	------	------	------	---

				<p>(※) 各分野の特定技能2号評価試験のほか、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業の各分野においては各技能検定1級、工業製品製造業分野においてはビジネスキャリア検定3級、漁業及び外食業の各分野においては日本語能力試験(N3相当以上)も含む。なお、自動車整備士技能検定2級及び航空従事者技能証明は対象外。</p> <p>(要件)</p> <p>1. 特定技能外国人が次のいずれにも該当すること</p> <p>(1) 分野別運用方針に定める「特定技能2号」への移行に必要な全ての試験について、合格基準点の8割以上の得点を取得していること</p> <p>※ 不合格となった試験の受験日は本件取扱いの施行(令和7年9月30日)前後を問いませんが、疎明資料から当該要件を満たしていることが明らかである場合に限りません。</p> <p>(2) 5年の通算在留期間経過後の在留継続期間中に、</p> <p>ア 合格基準点の8割以上の得点を取得した特定技能2号評価試験等の合格に向けて精励し、かつ、同試験等を受験すること</p> <p>イ 特定技能2号評価試験等に合格した場合、速やかに「特定技能2号」の在留資格変更許可申請を行うこと</p> <p>ウ 特定技能2号評価試験等に合格できなか</p>
--	--	--	--	--

				<p>った場合、速やかに帰国することを誓約していること</p> <p>2. 特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること</p> <p>(1) 当該1号特定技能外国人を引き続き雇用する意思があること</p> <p>(2) 特定技能2号評価試験等の合格に向けた指導・研修・支援等を行う体制を有すること</p> <p>・本件取扱いに係る在留期間更新許可申請については第3節を参照してください。</p>
P.2 6	○5つ目	○ 残余の特定技能雇用契約期間や在留期限にかかわらず、「特定技能1号」での通算在留期間が5年に達した時点で、以後の在留は認められないことに留意してください。	○ 残余の特定技能雇用契約期間や在留期限にかかわらず、「特定技能1号」での通算在留期間が5年に達した時点で、以後の在留は原則認められないことに留意してください。	
P.2 7	(7) 保証金の徴収・違約金契約等に関するもの 【確認対象の書類】	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載 	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載 	
P.2 8	(8) 費用負担の合意に関するもの ○5つ目	○ 特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、次のとおりでなければなりません。 ・自己所有物件の場合	○ 特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、次のとおりでなければなりません。 ・自己所有物件の場合	

	<p>P.29</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p>実際に建設・改築等に要した費用（土地の購入代・土地の造成費用等に関する費用は除く。）、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額</p> <p>・借上物件の場合</p> <p>借上げに要する費用（管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料・更新手数料・途中解約金等は含まない。）を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載</p> <p>・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号）</p> <p style="color: red;">*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1－17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載</p>	<p>実際に建設・改築等に要した費用（土地の購入代・土地の造成費用等に関する費用は除く。）、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額</p> <p>・借上物件の場合</p> <p>借上げに要する費用（管理費・共益費を含む。敷金・礼金・保証金・仲介手数料・更新手数料・途中解約金等は含まないため、特定技能外国人に負担させることはできません。）を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載</p> <p>・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号）</p> <p>・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1－17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載</p>	<p>実際に建設・改築等に要した費用（土地の購入代・土地の造成費用等に関する費用は除く。）、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額</p> <p>・借上物件の場合</p> <p>借上げに要する費用（管理費・共益費を含む。敷金・礼金・保証金・仲介手数料・更新手数料・途中解約金等は含まないため、特定技能外国人に負担させることはできません。）を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載</p> <p>・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号）</p> <p>・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1－17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載</p>
	<p>P.29</p> <p>【留意事項】</p> <p>○3つ目</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 特定技能外国人の給与から定期的に負担する費用を控除する場合は、雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）に控除する費用の名目及び額を確実に明記し、特定技能外国人が控除される費用の名目及び額を十分に理解できるようにしなければなりません。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 特定技能外国人の給与から定期的に負担する費用を控除する場合は、雇用条件書（参考様式第1－6号）に控除する費用の名目及び額を確実に明記し、特定技能外国人が控除される費用の名目及び額を十分に理解できるようにしなければなりません。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 特定技能外国人の給与から定期的に負担する費用を控除する場合は、雇用条件書（参考様式第1－6号）に控除する費用の名目及び額を確実に明記し、特定技能外国人が控除される費用の名目及び額を十分に理解できるようにしなければなりません。</p>

	P.2 9	○5つ目	○ 雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）、雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号）及び1号特定技能外国人支援計画書（参考用紙第1－17号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名することが求められます。	○ 雇用条件書（参考様式第1－6号）、雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号）及び1号特定技能外国人支援計画書（参考用紙第1－17号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名することが求められます。
6	P.3 2	第2節 「特定技能2号」 （2）健康状態に関するもの 【留意事項】 ○3つ目	○ また、提出する立証資料が健康診断個人票（参考様式第1－3号）と異なる形式でも構いませんが、 検診項目としては 、少なくとも、健康診断個人票（参考様式第1－3号）に記載した健康診断項目を検診し、「安定・継続的に就労活動を行うことについて」医師の署名があることが求められます。	○ また、提出する立証資料が健康診断個人票（参考様式第1－3号）と異なる形式でも構いませんが、少なくとも健康診断個人票（参考様式第1－3号）に記載した健康診断項目を検診し、「安定・継続的に就労活動を行うことについて」医師の署名があることが求められます。
	P.3 2	（3）技能水準に関するもの 【確認対象の書類】	【確認対象の書類】 ・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し *詳細は 本要領別紙4 及び本要領別冊（分野別）を参照してください。 ・分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料 *試験その他の評価方法により技能水準を証明する場合 *分野別運用方針において、付加的に実務経験を求めている場合（詳細は本要領別冊（分野別）を参照してください。）	【確認対象の書類】 ・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し *詳細は本要領別冊（分野別）を参照してください。 ・分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料 *試験その他の評価方法により技能水準を証明する場合 *分野別運用方針において、付加的に実務経験を求めている場合（詳細は本要領別冊（分野別）を参照してください。）
	P.3 4	（5）保証金の徴収・違約金契約等	【確認対象の書類】 ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号）	【確認対象の書類】 ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号）

	<p>に関するもの 【確認対象の書類】</p> <p>P.3 6 (6) 費用負担の合意に関するもの ○ 5 つ目</p>	<p>に関するもの 【確認対象の書類】</p>	<p>*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>○ 特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、次のとおりでなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己所有物件の場合 実際に建設・改築等に要した費用（土地の購入代・土地の造成費用等土地に関する費用は除く。）、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額 ・ 借上物件の場合 借上げに要する費用（管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料・更新手数料・途中解約金等は含まない。）を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額 <p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10 か国語の翻訳様式を HP 掲載 ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1－17号）※10 か国語の翻訳様式を HP 掲載 	<p>○ 特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、次のとおりでなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己所有物件の場合 実際に建設・改築等に要した費用（土地の購入代・土地の造成費用等土地に関する費用は除く。）、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額 ・ 借上物件の場合 借上げに要する費用（管理費・共益費を含む。敷金・礼金・保証金・仲介手数料・更新手数料・途中解約金等は含まないため特定技能外国人に負担させることはできません。）を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額 <p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10 か国語の翻訳様式を HP 掲載 ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号） ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1－17号）※10 か国語の翻訳様式を HP 掲載

	P.37	<p>【留意事項】</p> <p>○3つ目</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 特定技能外国人の給与から定期的に負担する費用を控除する場合は、雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)に控除する費用の名目及び額を確実に明記し、特定技能外国人が控除される費用の名目及び額を十分に理解できるようにしなければなりません。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 特定技能外国人の給与から定期的に負担する費用を控除する場合は、雇用条件書の(参考様式第1-6号)に控除する費用の名目及び額を確実に明記し、特定技能外国人が控除される費用の名目及び額を十分に理解できるようにしなければなりません。</p>
	P.37	○5つ目	○ 雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)及び雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号)は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していることが求められます。	○ 雇用条件書(参考様式第1-6号)及び雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号)は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していることが求められます。
	P.38	<p>(8) 技能実習により修得等した技能等の本国への移転に関するもの</p> <p>【留意事項】</p> <p>○1つ目</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 「努めるものと認められること」とは、本邦で修得等した技能等の本国への移転に努めることが見込まれることをいい、実際に本国への移転を行い成果を挙げることまでを求めるものではありません。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 「努めるものと認められること」とは、本邦で修得等した技能等の本国への移転に努めることが見込まれることをいい、実際に本国への移転を行い、成果を挙げることまでを求めるものではありません。</p>
7	P.39	第3節 在留諸申請時の取扱い	第3節 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請時の取扱い	第3節 在留諸申請時の取扱い
	P.40	<p>(2) 納税義務のほか公的義務の履行に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <p>○ 国税</p> <p>〈確定申告をしていない場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近1年分の個人住民税の課税証明書 ・ 住民税の課税証明書と同一年分の給与所得の源泉 	<p>【確認対象の書類】</p> <p>○ 租税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての納期が経過している直近1年度分の個人住民税の納税証明書 ・ 納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受

		<p>○1つ目</p>	<p>徴収票</p> <p>*確定申告が必要な場合については、【留意事項】を参照</p> <p>〈確定申告をしている場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税を税目とする納税証明書（その3） ・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書（その1）で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの <ul style="list-style-type: none"> *納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合 <p>○ 地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近1年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書 ・納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し <ul style="list-style-type: none"> *納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明書記載されていない場合 	<p>託）に係る通知書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> *納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合であって、納税緩和措置の適用を受けていることが納税証明書記載されていない場合 ・課税年度が個人住民税の納税証明書の賦課年度と同一年度の個人住民税の課税証明書 ・住民税の課税証明書と同一年分の給与所得の源泉徴収票 ・源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税を税目とする納税証明書（その3） <ul style="list-style-type: none"> *確定申告が必要な場合（詳細は【留意事項】を参照） ・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書（その1）で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの <ul style="list-style-type: none"> *納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合 <p>（削除）</p>
--	--	-------------	---	--

P.4 1	○2つ目	○ 国民健康保険 ・ 国民健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）	○ 国民健康保険 ・ マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し又は資格確認書の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）
P.4 1	【留意事項】 ○1つ目	【留意事項】 ○ 日本に在留する留学生等の外国人を特定技能外国人として雇用する場合には、納税義務や社会保険料納付義務が履行されていないと、在留資格変更許可申請の審査に時間を要するほか、許可がされないこととなりますので、採用予定者がこれらの公的義務を履行しているかをあらかじめ確認してください。 なお、税や社会保険料の納付意思を有し、納付に向けた手続を行っているものの、在留期限から2か月後までに納付を行うことができないことにやむを得ない事情がある場合には在留資格変更許可申請時に関係資料（【確認対象の書類】の「○ 上記のいずれかに滞納がある場合」を参照）を提出してください。	【留意事項】 ○ 日本に在留する留学生等の外国人を特定技能外国人として雇用する場合には、納税義務や社会保険料納付義務が履行されていないと、在留資格変更許可申請の審査に時間を要するほか、許可がされないこととなりますので、採用予定者がこれらの公的義務を履行しているかをあらかじめ確認してください。
P.4 3	(5) 1号特定技能外国人の通算在留期間に関する特例に関するもの (第1節(6)関係)	(新設)	(5) 1号特定技能外国人の通算在留期間に関する特例に関するもの(第1節(6)関係)

P.4 3	○1つ目	(新設)	○ 産前産後休業、育児休業又は病気・怪我(労災を含む。)による休業により、1号特定技能外国人としての活動を行うことができなかった期間を有する1号特定技能外国人については、5年の通算在留期間が満了する前(概ね3か月前)に、各事情に係る疎明資料とともに、当該休業の期間に応じた在留諸申請をし、疎明資料から当該期間が確認でき、その在留を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされます。
P.4 3	○2つ目	(新設)	○ 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人については、相当な理由(第1節(6)留意事項のとおり)があることが確認でき、かつ、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、最長1年間の在留期間の許可がされます。
P.4 4	【確認対象の書類】	(新設)	【確認対象の書類】 在留資格「特定技能1号」の在留諸申請に係る提出書類に加え、以下の書類の提出が必要です。
P.4 4	○1つ目	(新設)	○ 産前産後休業 ・休業期間に関する申立書(参考様式第1-30号) ・母子健康手帳の写し ・産前産後休業を取得したことを疎明する資料 ・休業期間中のタイムカードの写し又は出勤簿の写し
P.4 4	○2つ目	(新設)	○ 育児休業

	P.4 4	○3つ目	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・休業期間に関する申立書（参考様式第1－30号） ・母子健康手帳の写し ・育児休業を取得したことを疎明する資料 ・休業期間中のタイムカードの写し又は出勤簿の写し ※ なお、上記の産前産後休業に引き続いて育児休業に入った場合については、5年の通算在留期間を満了する時期に、両方の書類を合わせて提出し、在留諸申請を行ってください。
	P.4 4	○4つ目	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病気・怪我（労災を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・休業期間に関する申立書（参考様式第1－30号） ・医師の診断書、病院から発行された治療・入院等の事実を証明する資料（治療期間や入院期間が記載されているもの） ・労災保険の支給決定通知書の写し（労災の場合に限る。） ・休業期間中のタイムカードの写し又は出勤簿の写し ・休業期間中の給与明細書の写し ・休業期間中の給与が振り込まれている口座の通帳（直近の預貯金額を記帳しているもの）の写し ・休業期間中の給与振込口座指定・同意書の写し ○ 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人 <ul style="list-style-type: none"> ・通算在留期間を超える在留に関する申立書（参考様式第1－31号） ・分野別運用方針に定める「特定技能2号」への移行に必要な全ての試験結果通知書（試験実施機関から発行

				された合格基準点の8割以上の得点を取得していることが確認できるもの)の写し)の写し
8	P.4 6	<p>第5章 特定技能 所属機関に関する 基準等</p> <p>第1節 特定技能 雇用契約の内容の 基準</p> <p>第1 雇用関係に 関する事項に関す るもの</p> <p>(1) 従事させる 業務に関するもの</p> <p>【留意事項】</p> <p>○2つ目</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 従前の特定産業分野の範囲内で業務区分に変更が生じた場合は、特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式第3-1号)をもって、変更後の業務区分について届け出るとともに、変更後の業務区分に対応する相当程度の知識若しくは経験を要する技能を有していること又は熟練した技能を有していることを証明する資料(技能試験の合格証明書)を添付しなければなりません。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 従前の特定産業分野の範囲内で業務区分に変更が生じた場合は、特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式第3-1号)をもって、変更後の業務区分について届け出るとともに、変更後の業務区分に対応する相当程度の知識若しくは経験を要する技能を有していること又は熟練した技能を有していることを証明する資料(技能試験の合格証明書の写し)を添付しなければなりません。</p>
	P.4 6	○4つ目	○ 特定技能雇用契約書の写し(参考様式第1-5号)及び雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していることが求められます。	○ 特定技能雇用契約書(参考様式第1-5号)及び雇用条件書(参考様式第1-6号)は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していなければなりません。
	P.4 7	<p>(2) 所定労働時 間に関するもの</p> <p>【確認対象の書 類】</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <p>・雇用条件書(参考様式第1-6号)※10か国語の翻訳様式をHP掲載</p> <p><変形労働時間制で雇用する場合></p> <p>・特定技能外国人が十分に理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <p>・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)※10か国語の翻訳様式をHP掲載</p> <p><1年単位の変形労働時間制で雇用する場合></p> <p>・特定技能外国人が十分に理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し</p>

			<p>・労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し（1年単位の変形労働時間の場合）</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 特定技能外国人はフルタイムで業務に従事することが求められることから、複数の企業が同一の特定技能外国人を雇用することはできません。</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>・特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1－4号）</p> <p>＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載</p>	<p>・労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し</p> <p>【留意事項】</p> <p>（削除）</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>・特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1－4号）</p> <p>・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載</p>
	P.48	<p>（3）報酬等に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p>		
	P.50	<p>（5）派遣先に関するもの</p> <p>【留意事項】</p> <p>○1つ目</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 分野別運用方針において、特定技能外国人を派遣形態で雇用することができる分野は、「農業分野」及び「漁業分野」とされていることから（令和7年4月1日時点）、これ以外の特定産業分野については、特定技能外国人を派遣形態で雇用することは認められないことに留意してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 分野別運用方針において、特定技能外国人を派遣形態で雇用することができる分野は、「農業分野」及び「漁業分野」とされていることから（令和7年9月30日時点）、これ以外の特定産業分野については、特定技能外国人を派遣形態で雇用することは認められないことに留意してください。</p>
9	P.53	<p>第2 外国人の適正な在留に資するために必要な事項に関するもの</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 「その他の生活の状況の把握のための措置」とは、緊急連絡網を整備したり、定期的な面談において、日常生活に困っていないか、トラブルに巻き込まれていな</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 「その他の生活の状況の把握のための措置」とは、緊急連絡網を整備したり、定期的な面談において、日常生活に困っていないか、トラブルに巻き込まれていな</p>

		<p>(2) 健康状況その他の生活状況把握のための必要な措置に関するもの</p> <p>【留意事項】</p> <p>○2つ目</p>	<p>いかなどを確認することをいい、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援とともに実施していただいても差し支えありません。</p>	<p>いかなどを確認したりすることをいい、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援とともに実施していただいても差し支えありません。</p>
10	P.54	<p>第2節 特定技能雇用契約の相手方の基準</p> <p>○2つ目</p>	<p>○ 本節で定める基準に適合していることについては、受入れを継続している間は、原則として定期届出(第7章第6節)において確認します。そのため、本節で定める確認対象の書類については、一部を除き、定期届出で提出してください。なお、特定技能外国人の初回受入れ時(過去に受入れ実績がある機関であっても受入れを終了し、直近の定期届出が提出されていない場合を含む。)については在留諸申請において機関の適格性を確認します。</p>	<p>○ 本節で定める基準に適合していることについては、一定の基準を満たす場合、定期届出(第7章第6節)において確認するため、本節で定める確認対象の書類については、在留諸申請時には提出を省略することが可能です。省略については6ページの「第3節 特定技能外国人受入れ手続の流れ」を確認してください。</p>
11	P.54	<p>第1 適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るもの</p> <p>(1) 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>○1つ目</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <p>○ <u>労働関係法令の遵守</u></p> <p>＜労働保険の適用事業所の場合＞</p> <p>*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>*当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p> <p>(初めて特定技能外国人を受入れる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険料等納付証明書(未納なし証明) (特定技能外国人の受入れを継続している場合) ・領収証書の写し(直近2年分)又は口座振替結果通知ハガキ(直近2年分) 	<p>【確認対象の書類】</p> <p>○ <u>労働関係法令の遵守</u></p> <p>＜労働保険の適用事業所の場合＞</p> <p>(初めて特定技能外国人を受入れる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険料等納付証明書(未納なし証明) (特定技能外国人の受入れを継続している場合) ・領収証書の写し(直近2年分)又は口座振替結果通知ハガキの写し(直近2年分) *口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には都道府県労働局が発行する「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」の写しを提出してください。 ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事

	P.55	○2つ目	<p>*口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には都道府県労働局が発行する「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」を提出してください。</p> <p>・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し（上記の領収証書等に対応する分）</p> <p>*労働保険事務組合に事務委託している事業場は、事務組合が発行した「労働保険料領収書」の写し（直近2年分）及び「労働保険料等納入通知書」の写し（前記の領収書等に対応する分）</p> <p><雇用契約の成立の経緯></p> <p>・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）</p> <p>*あつせんする者の有無にかかわらず提出</p> <p>*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>・厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」の画面を印刷したもの</p> <p>*あつせんする者がある場合のみ提出</p> <p>○ <u>社会保険関係法令の遵守</u></p> <p><健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合></p> <p>*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>*当該書類については、初回受入れ等の場合を除</p>	<p>業主控）の写し（上記の領収証書等に対応する分）</p> <p>*労働保険事務組合に事務委託している事業場は、事務組合が発行した「労働保険料領収書」の写し（直近2年分）及び「労働保険料等納入通知書」の写し（前記の領収書等に対応する分）</p> <p><雇用契約の成立の経緯></p> <p>・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）</p> <p>*あつせんする者の有無にかかわらず提出</p> <p>・厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」の画面を印刷したもの</p> <p>*あつせんする者がある場合のみ提出</p> <p>○ <u>社会保険関係法令の遵守</u></p> <p><健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合></p> <p>・健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票</p> <p>*健康保険・厚生年金保険の適用事業所に</p>
--	------	------	---	---

			<p>き定期届出で提出する書類となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票 <ul style="list-style-type: none"> *健康保険・厚生年金保険の適用事業所には、強制適用事業所のみならず、任意適用事業所も含まれます。 *健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、社会保険料納入状況照会回答票に加え、該当する月の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写しも提出してください。 *健康保険組合管掌の適用事業所であって、領収証書の写しの提出が困難である場合は、日本年金機構が発行する社会保険料納入状況照会回答票に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。 ・納付猶予の記載がある社会保険料納入状況照会回答票又は納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可通知書の写し <ul style="list-style-type: none"> *猶予制度（分割納付）の許可を受けている場合 <p><健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合></p> <p>*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うこ</p>	<p>は、強制適用事業所のみならず、任意適用事業所も含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> *健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、社会保険料納入状況照会回答票に加え、該当する月の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写しも提出してください。 *健康保険組合管掌の適用事業所であって、領収証書の写しの提出が困難である場合は、日本年金機構が発行する社会保険料納入状況照会回答票に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・納付猶予の記載がある社会保険料納入状況照会回答票又は納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可通知書の写し <ul style="list-style-type: none"> *猶予制度（分割納付）の許可を受けている場合 <p><健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主本人のマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し又は資格確認書の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。） ・事業主本人の国民健康保険料（税）納付証明書 ・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予
--	--	--	---	---

			<p>とが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>*当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主本人の国民健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。） ・事業主本人の国民健康保険料（税）納付証明書 ・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し <ul style="list-style-type: none"> *納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用を受けることが国民健康保険料（税）納付証明書に記載されていない場合 ・事業主本人の被保険者記録照会回答票（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。） ・事業主本人の国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> *国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出は不要です。 *国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付Ⅱ）への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付Ⅱ）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。 	<p>又は納付受託）に係る通知書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> *納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用を受けることが国民健康保険料（税）納付証明書に記載されていない場合 ・事業主本人の被保険者記録照会回答票（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。） ・事業主本人の国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> *国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出は不要です。 *国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付Ⅱ）への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付Ⅱ）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。
--	--	--	---	---

	P.56	○3つ目	<p>間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付Ⅱ）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。</p> <p>○ <u>租税関係法令の遵守</u></p> <p><法人の場合></p> <p>*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>*当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p> <p>（国税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税とする納税証明書（その3） ・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書（その1）で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの <ul style="list-style-type: none"> *納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）を受けている場合 <p>（地方税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を法人住民税とする納税証明書（初めて受け入れる場合は直近1年分、受入れを継続している場合には直近2年分） ・納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し <ul style="list-style-type: none"> *納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）を受けていることが納税証明書に記載されていない場合 	<p>○ <u>租税関係法令の遵守</u></p> <p><法人の場合></p> <p>（国税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税とする納税証明書（その3） ・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書（その1）で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの <ul style="list-style-type: none"> *納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）を受けている場合 <p>（地方税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を法人住民税とする納税証明書（初めて受け入れる場合は直近1年分、受入れを継続している場合には直近2年分） ・納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し <ul style="list-style-type: none"> *納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合 <p><個人事業主の場合></p> <p>（国税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所
--	------	------	--	--

			<p>は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合</p> <p><個人事業主の場合></p> <p>*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>*当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p> <p>(国税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書(その3) ・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書(その1)で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの <ul style="list-style-type: none"> *納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)を受けている場合 <p>(地方税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を個人住民税とする納税証明書(初めて受け入れる場合は直近1年分、受入れを継続している場合には直近2年分) ・納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し <ul style="list-style-type: none"> *納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合 <p>(注)地方出入国在留管理局は、特定技能所属機関に対</p>	<p>得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書(その3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書(その1)で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの <ul style="list-style-type: none"> *納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)を受けている場合 <p>(地方税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を個人住民税とする納税証明書(初めて受け入れる場合は直近1年分、受入れを継続している場合には直近2年分) ・納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し <ul style="list-style-type: none"> *納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合 <p>(注)地方出入国在留管理局は、特定技能所属機関に対して受入れが適正に行われていることを確認するために実地調査等を行うことがあり、必要に応じ、領収書の写しや証明書の提出が求められることがあります。</p>
--	--	--	---	--

	<p>P.59</p> <p>(2) 非自発的離職者の発生に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p>して受入れが適正に行われていることを確認するために実地調査等を行うことがあり、必要に応じ、領収書や証明書の提出が求められることがあります。</p> <p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） <p>*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>*当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） 	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
	<p>P.60</p> <p>(3) 行方不明者の発生に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） <p>*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>*当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） 	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
	<p>P.63</p> <p>(4) 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書 <p>*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書 ・ 役員の住民票の写し <p>* 未成年者がある場合で、法定代理人が法人であ</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書 ・ 役員の住民票の写し <p>* 未成年者がある場合で、法定代理人が法人であ</p>

		<p>類】</p>	<p>略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 *当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の住民票の写し <ul style="list-style-type: none"> *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 *当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。 *未成年者がある場合で、法定代理人が法人であるときは当該法定代理人分も含む。 ・ 特定技能所属機関の役員の誓約書（参考様式第1－23号） <ul style="list-style-type: none"> *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 *住民票の写しの提出を省略する役員がいる場合<個人事業主の場合> ・ 個人事業主の住民票の写し <ul style="list-style-type: none"> *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 *当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。 *未成年者がある場合で、法定代理人が個人であるときは当該法定代理人分も含む。 	<p>るときは当該法定代理人分も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関の役員の誓約書（参考様式第1－23号） <ul style="list-style-type: none"> *住民票の写しの提出を省略する役員がいる場合<個人事業主の場合> ・ 個人事業主の住民票の写し <ul style="list-style-type: none"> *未成年者がある場合で、法定代理人が個人であるときは当該法定代理人分も含む。
P.64	(5) 実習認定の	【確認対象の書類】	【確認対象の書類】	

	<p>取消しを受けたことによる欠格事由 【確認対象の書類】</p>	<p>＜法人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 *当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。 ・役員の住民票の写し <ul style="list-style-type: none"> *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 *当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。 <p>＜個人事業主の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主の住民票の写し <ul style="list-style-type: none"> *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 *当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。 <p>【留意事項】</p> <p>○ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったことに関するもの</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 1つ目</p>	<p>＜法人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し <p>＜個人事業主の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主の住民票の写し <p>【留意事項】</p> <p>○ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為として主に想定されるものは次のとおりです。</p> <p>① 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為</p> <p>外国人に対して暴行、脅迫又は監禁を行っている場合をいいます。なお、当該行為によって刑事</p>
--	---------------------------------------	--	--

			<p>罰に処せられているか否かは問いません。</p> <p>② 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為 外国人の旅券や在留カードを、その意思に反して保管している場合をいいます。例えば、特定技能所属機関において失踪防止の目的などとして、旅券や在留カードを保管していた場合が該当します。</p> <p>③ 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為 外国人に対し、手当若しくは報酬の一部又は全部を支払わない場合をいいます。「手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為」とは、不払金額、不払期間、事業主の認識等を勘案して評価されます。なお、食費・住居費等を天引きしている場合であっても、天引きしている金額が適正でない場合には、本欠格事由に該当する可能性があります。</p> <p>④ 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為 外国人の外出、外部との通信等を不当に制限している場合をいいます。例えば、携帯電話を没収するなどして、外部との連絡を遮断するような行為が該当します。</p> <p>⑤ ①から④に掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為 外国人の人権を著しく侵害する行為（上記①から④までの行為を除く。）を行っていた場合をいいます。例えば、特定技能外国人から人権侵害の被害を受けた旨の申告があり、人権擁護機関におい</p>	<p>罰に処せられているか否かは問いません。</p> <p>② 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為 外国人の旅券や在留カードを、その意思に反して保管している場合をいいます。例えば、特定技能所属機関において失踪防止の目的などとして、旅券や在留カードを保管していた場合が該当します。</p> <p>③ 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為 外国人に対し、手当若しくは報酬の一部又は全部を支払わない場合をいいます。「手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為」とは、不払金額、不払期間、事業主の認識等を勘案して評価されます。なお、食費・住居費等を天引きしている場合であっても、天引きしている金額が適正でない場合には、本欠格事由に該当する可能性があります。</p> <p>④ 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為 外国人の外出、外部との通信等を不当に制限している場合をいいます。例えば、携帯電話を没収するなどして、外部との連絡を遮断するような行為が該当します。</p> <p>⑤ ①から④に掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為 外国人の人権を著しく侵害する行為（上記①から④までの行為を除く。）を行っていた場合をいいます。例えば、特定技能外国人から人権侵害の被害を受けた旨の申告があり、人権擁護機関におい</p>
--	--	--	---	---

			<p>て人権侵犯の事実が認められた場合、特定技能外国人の意に反して預貯金通帳を取り上げていた場合又は特定技能外国人の意に反して強制的に帰国させる場合等が該当します。</p> <p>⑥ 偽変造文書等の行使・提供</p> <p>外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し不正に外国人に在留資格認定証明書の交付、上陸許可の証印若しくは在留資格変更許可等を受けさせる目的で偽変造文書等の行使又は提供をしていた場合をいいます。例えば、在留資格認定証明書交付申請において、欠格事由に該当する行為の有無に関して「無」と記載した申請書を提出したところ、その後、地方出入国在留管理局の調査によって当該行為が行われていたことが発覚した場合などが該当するので、申請及び届出においては、事実関係の確認を十分に行う必要があります。</p> <p>なお、出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は不当な行為に関する事実を隠蔽する目的で、地方出入国在留管理局が実施する調査を拒んだり妨害した場合等には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（特定技能基準省令第2条第1項第4号リ柱書き）に該当します。</p> <p>⑦ 保証金の徴収等</p> <p>外国人やその親族等から保証金を徴収している場合、特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を</p>	<p>て人権侵犯の事実が認められた場合、特定技能外国人の意に反して預貯金通帳を取り上げていた場合又は特定技能外国人の意に反して強制的に帰国させる場合等が該当します。</p> <p>⑥ 偽変造文書等の行使・提供</p> <p>外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し不正に外国人に在留資格認定証明書の交付、上陸許可の証印若しくは在留資格変更許可等を受けさせる目的で偽変造文書等の行使又は提供をしていた場合をいいます。例えば、在留資格認定証明書交付申請において、欠格事由に該当する行為の有無に関して「無」と記載した申請書を提出したところ、その後、地方出入国在留管理局の調査によって当該行為が行われていたことが発覚した場合などが該当するので、申請及び届出においては、事実関係の確認を十分に行う必要があります。</p> <p>なお、出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は不当な行為に関する事実を隠蔽する目的で、地方出入国在留管理局が実施する調査を拒んだり妨害したりしたり場合等には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（特定技能基準省令第2条第1項第4号リ柱書き）に該当します。</p> <p>⑦ 保証金の徴収等</p> <p>外国人やその親族等から保証金を徴収している場合、特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を</p>
--	--	--	--	---

			<p>定めている場合等や、これらの行為を行っている者又は行おうとしている者から紹介を受けて特定技能雇用契約を締結した場合をいいます。例えば、特定技能外国人が特定技能所属機関から失踪するのを防止するために、特定技能外国人やその家族等から保証金を徴収したり、失踪した際の違約金を定めていた場合が該当します。また、地方出入国在留管理局や労働基準監督署等に対して不適正な行為を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中で退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約、特定技能外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な金銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。</p> <p>なお、これらの契約の締結の有無及び内容の如何に関わらず、実際に保証金を徴収するなど、不当に金銭その他の財産の移転を行う行為に及んだ場合には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（特定技能基準省令第2条第1項第4号り柱書き）に該当します。</p> <p>⑧ 届出の不履行又は虚偽の届出</p> <p>法令上規定する届出事由が生じていながら、地方出入国在留管理局への届出を怠った場合や虚偽</p>	<p>定めている場合等や、これらの行為を行っている者又は行おうとしている者から紹介を受けて特定技能雇用契約を締結した場合をいいます。例えば、特定技能外国人が特定技能所属機関から失踪するのを防止するために、特定技能外国人やその家族等から保証金を徴収したり、失踪した際の違約金を定めていたりした場合が該当します。また、地方出入国在留管理局や労働基準監督署等に対して不適正な行為を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中で退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約、特定技能外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な金銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。</p> <p>なお、これらの契約の締結の有無及び内容の如何に関わらず、実際に保証金を徴収するなど、不当に金銭その他の財産の移転を行う行為に及んだ場合には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（特定技能基準省令第2条第1項第4号り柱書き）に該当します。</p> <p>⑧ 届出の不履行又は虚偽の届出</p> <p>法令上規定する届出事由が生じていながら、地方出入国在留管理局への届出を怠った場合や虚偽</p>
--	--	--	--	---

			<p>の届出を行った場合をいいます。例えば、特定技能外国人が行方不明になったにもかかわらず、これを届け出ることなく、失踪した特定技能外国人が地方出入国在留管理局により摘発されるなどして初めて、行方不明になっていたことが明らかになった場合や、活動状況の届出や支援の実施状況の届出を履行するよう再三指導を受けたにもかかわらず、これを履行しない場合等が該当します。</p> <p>⑨ 報告徴収に対する妨害等 法第19条の20第1項の規定により求められた報告や簿書類の提出をしなかったり、虚偽の報告や虚偽の帳簿書類を提出したり、虚偽の答弁をしたり、検査を拒んだり妨害した場合等が該当します。</p> <p>⑩ 改善命令違反 出入国在留管理庁長官から改善命令を受けたにもかかわらず、これに従わなかった場合をいいます。</p> <p>⑪ 不法就労者の雇用 ①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として、①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合が該当します。</p> <p>⑫ 労働関係法令違反 外国人の就労活動に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について</p>	<p>の届出を行った場合をいいます。例えば、特定技能外国人が行方不明になったにもかかわらず、これを届け出ることなく、失踪した特定技能外国人が地方出入国在留管理局により摘発されるなどして初めて、行方不明になっていたことが明らかになった場合や、活動状況の届出や支援の実施状況の届出を履行するよう再三指導を受けたにもかかわらず、これを履行しない場合等が該当します。</p> <p>⑨ 報告徴収に対する妨害等 法第19条の20第1項の規定により求められた報告や簿書類の提出をしなかったり、虚偽の報告や虚偽の帳簿書類を提出したり、虚偽の答弁をしたり、検査を拒んだり妨害した場合等が該当します。</p> <p>⑩ 改善命令違反 出入国在留管理庁長官から改善命令を受けたにもかかわらず、これに従わなかった場合をいいます。</p> <p>⑪ 不法就労者の雇用 ①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として、①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合が該当します。</p> <p>⑫ 労働関係法令違反 外国人の就労活動に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について</p>
--	--	--	---	---

			<p>違反があった場合をいいます。外国人の就労活動に関しとは、特定技能所属機関による当該違反行為の対象者が外国人である場合をいい、当該違反行為により特定技能雇用契約や1号特定技能外国人支援計画の適正な履行を確保できないと判断されるときに該当します。例えば、36協定に定めた時間数を超えて外国人に長時間労働をさせた場合、労働安全衛生法に定められた措置を外国人に講じていない場合、外国人が妊娠したことを理由に解雇した場合などが該当します。</p> <p>⑬ 技能実習制度における不正行為 技能実習制度における実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）として不正行為を行い、又は、監理団体として監理許可を取り消され、受入れ停止期間が経過していない場合をいいます。</p> <p>⑭ 他の機関が不正行為を行ったときに役員等として外国人の受入れ等に係る業務に従事した行為 行為者の機関とは別の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、行為者の機関の役員が、別の機関である技能実習制度の監理団体や実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合はこれに該当します。</p>	<p>違反があった場合をいいます。外国人の就労活動に関しとは、特定技能所属機関による当該違反行為の対象者が外国人である場合をいい、当該違反行為により特定技能雇用契約や1号特定技能外国人支援計画の適正な履行を確保できないと判断されるときに該当します。例えば、36協定に定めた時間数を超えて外国人に長時間労働をさせた場合、労働安全衛生法に定められた措置を外国人に講じていない場合、外国人が妊娠したことを理由に解雇した場合などが該当します。</p> <p>⑬ 技能実習制度における不正行為 技能実習制度における実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）として不正行為を行い、又は、監理団体として監理許可を取り消され、受入れ停止期間が経過していない場合をいいます。</p> <p>⑭ 他の機関が不正行為を行ったときに役員等として外国人の受入れ等に係る業務に従事した行為 行為者の機関とは別の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、行為者の機関の役員が、別の機関である技能実習制度の監理団体や実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合はこれに該当します。</p>
--	--	--	---	---

	<p>P.7 2</p> <p>(10) 保証金の徴収・違約金契約等による欠格事由</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p>⑮ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援における不正行為</p> <p>定期的な面談（オンライン会議システム等を活用する場合を含む。）や相談等において、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為や、基準不適合に該当し得る内容等について相談記録書や定期面談報告書を作成しない場合などがこれに該当します。</p> <p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 	<p>⑮ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援における不正行為</p> <p>定期的な面談（オンライン会議システム等を活用する場合を含む。）や相談等において、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為や、基準不適合に該当し得る内容等について相談記録書や定期面談報告書を作成しない場合などがこれに該当します。</p> <p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）
	<p>P.7 3</p> <p>(11) 支援に要する費用の負担に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載 *1号特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関のみ 	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載 *1号特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関のみ
	<p>P.7 4</p> <p>(12) 派遣形態による受入れに関</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣元（特定技能所属機関）関係 	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣元（特定技能所属機関）関係

	<p>するもの 【確認対象の書類】 ○1つ目</p>	<p>＜分野共通の書類＞ ・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 *当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p> <p>・派遣計画書（参考様式第1-12号）</p> <p>＜分野ごとの書類＞ 派遣形態での雇用が可能な特定産業分野（農業分野と漁業分野に限る。）ごとに提出が必要な書類については、本運用要領別冊（分野別）を参照してください。</p> <p>【確認対象の書類】 ・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 *当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p> <p>＜直近期末において債務超過（純資産又は元入金）がマイナス）がある場合＞ ・中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面</p> <p>＜直近2期末のいずれも債務超過（純資産又は元入金</p>	<p>＜分野共通の書類＞ ・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） *本節第1(2)、(3)、(4)の【留意事項】を参照</p> <p>・派遣計画書（参考様式第1-12号）</p> <p>＜分野ごとの書類＞ 派遣形態での雇用が可能な特定産業分野（農業分野と漁業分野に限る。）ごとに提出が必要な書類については、本運用要領別冊（分野別）を参照してください。</p> <p>【確認対象の書類】 ・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）</p> <p>＜直近期末において債務超過（純資産又は元入金）がマイナス）がある場合＞ ・中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面</p> <p>＜直近2期末のいずれも債務超過（純資産又は元入金）がマイナス）がある場合＞ ・中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面</p> <p>・労働保険料、社会保険料及び租税の納付に関する領</p>
P.77	(14) 特定技能雇用契約継続履行体制に関するもの 【確認対象の書類】		

		<p>【留意事項】</p> <p>がマイナス)がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する <p>第三者が改善の見通しについて評価を行った書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険料、社会保険料及び租税の納付に関する領収書や証明書等(本節第1(1)【確認対象の書類】を参照) 	<p>収書の写しや証明書等(本節第1(1)【確認対象の書類】を参照)</p> <p>【留意事項】</p> <p>(削除)</p>	
12	P.82	<p>第2 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るもの</p> <p>(1) 中長期在留者の受入れ実績等に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号) <p>*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>*当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p> <p><第1号イに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れた中長期在留者リスト(参考様式第1-11-2号) <p><第1号ロに該当する場合></p>	<p>【確認対象の書類】</p> <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号) <p><第1号イに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れた中長期在留者リスト(参考様式第1-11-2号) <p><第1号ロに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援責任者の履歴書(参考様式第1-20号) ・支援担当者の履歴書(参考様式第1-22号) ・生活相談業務を行った中長期在留者リスト(参考様式第1-11-3号) <p><第1号ハに該当する場合></p>

	P.87	(4) 支援の中立性に関するもの 【確認対象の書類】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援責任者の履歴書（参考様式第1-20号） ・ 支援担当者の履歴書（参考様式第1-22号） ・ 生活相談業務を行った中長期在留者リスト（参考様式第1-11-3号） <p><第1号ハに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号ハに該当（同号イ又はロに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書 ・ 上記説明書の記載内容に係る立証資料 <p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） <p style="color: red;">*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p style="color: red;">*当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号ハに該当（同号イ又はロに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書 ・ 上記説明書の記載内容に係る立証資料 <p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載
	P.88	(6) 定期的な面談の実施に関するもの ○1つ目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定技能外国人の安定的かつ継続的な在留活動を確保するための支援として、特定技能外国人のみならず、当該外国人を監督する立場にある者とも定期的な面談をすることを求めるものです。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定技能外国人の安定的かつ継続的な在留活動を確保するための支援として、特定技能外国人のみならず、当該外国人を監督する立場にある者とも定期的な面談（オンライン会議システム等を活用する場合を含む。）をすることを求めるものです。
13	P.99	第7章 特定技能所属機関に関する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約を変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表を参照 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約を変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表を参照

	<p>届出 第1節 特定技能 雇用契約に関する 届出 第1 契約変更の 届出 ○1つ目</p>	<p>別表（特定技能雇 用契約の変更関 係） Ⅱ 就業の場所 添付書類</p>	<p>してください。) した場合には、当該変更日から14 日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人 の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留 管理局に当該契約を変更した旨並びに当該変更年月 日及び変更後の契約の内容を記載した書面を提出す るか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して 届出を行わなければなりません。</p> <p><共通> ・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)</p> <p><右記②の場合> ・本要領別冊(分野別)を参照</p> <p><右記③の場合> ・派遣計画書(参考様式第1-12号) ・就業条件明示書の写し(参考様式第1-13号) ・派遣先の概要書(参考様式第1-14又は1-15 号) ・労働者派遣契約書 ・派遣先に係る労働・社会保険及び租税の法令を遵守 していることを証明する資料 *第5章第2節第1(12)の【確認対象の書類】を 参照 ・派遣先に係る運用要領別冊(分野別)に定める確認対 象の書類</p>	<p>してください。) した場合には、当該変更日から14 日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利 用して届出を行うか、当該機関の住所(雇用する特定 技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方 出入国在留管理局に当該契約を変更した旨並びに当 該変更年月日及び変更後の契約の内容を記載した書 面を提出して届出を行わなければなりません。</p> <p><共通> ・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)</p> <p><右記②の場合> ・本要領別冊(分野別)を参照</p> <p><右記③の場合> ・派遣計画書(参考様式第1-12号) ・就業条件明示書の写し(参考様式第1-13号) ・派遣先の概要書(参考様式第1-14又は1-15 号) ・労働者派遣契約書の写し ・派遣先に係る労働・社会保険及び租税の法令を遵守 していることを証明する資料 *第5章第2節第1(12)の【確認対象の書類】を 参照 ・派遣先に係る運用要領別冊(分野別)に定める確認対 象の書類</p>
	<p>P.100</p>	<p>Ⅲ 従事すべき業 務の内容 添付書類</p>	<p><共通> ・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号) ・特定技能外国人の指定書</p>	<p><共通> ・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号) <右記①の場合></p>

	P.101	特記事項	<p><右記②の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能外国人が従事しようとする業務に必要な技能水準を有することを証明する資料 <p>①複数分野の指定を受けている特定技能外国人で、分野の主従関係を変更する場合は、届出が必要 (注意)新たな分野の指定を受けるためには、在留資格変更許可申請が必要</p> <p>②同一分野内で従事する業務区分を変更する場合には届出が必要 (注意)従事する業務が属する特定産業分野を変更する場合は在留資格変更許可申請が必要</p> <p>③分野別運用要領に定める「特定技能外国人が従事する業務」に従事しないこととなった場合に届出が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能外国人が従事しようとする業務に必要な技能水準を有することを証明する資料 <p>①同一分野内で従事する業務区分を変更する場合には届出が必要(従事する業務が属する特定産業分野を変更する場合は在留資格変更許可申請が必要)</p> <p>②分野別運用要領に定める「特定技能外国人が従事する業務」に従事しないこととなった場合に届出が必要</p>
	P.101	IV 労働時間等 添付書類	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号) <p><右記①②の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し(1年単位の変形労働時間の場合) <p><右記③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムではないことの理由書 	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号) <p><右記①又は②(1年単位の変形労働制を採用している場合に限る。)>の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し ・特定技能外国人が十分に理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し <p><右記③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムではないことの理由書
	P.101	特記事項	<p>①変形労働時間制を採用又は廃止した場合は届出が必要</p>	<p>①1年単位の変形労働時間制を採用又は廃止した場合は届出が必要</p>

	P.103	<p>【留意事項】</p> <p>○2つ目</p>	<p>②「3. 所定労働時間数」又は「4. 所定労働日数」を変更する場合は届出が必要</p> <p>③所定労働がフルタイム（労働日数が週5日以上かつ年間217日以上であって、かつ、週労働が30時間以上）ではなくなった場合に届出が必要（始業時間及び終業時間がそれぞれ変更になった場合でも、所定労働時間等に変更が生じていないのであれば、届出は不要）</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 届出書に添付する雇用条件書（参考様式第1-6号）は、変更部分のみ記載してください。また、特定技能外国人が十分に理解できる言語で記載されており、かつ特定技能外国人が内容を理解した上で署名がなされていることが必要です（この条件が満たされていれば、雇用条件書に代わる任意の書式でも差し支えありません。）。</p>	<p>②「3. 所定労働時間数」又は「4. 所定労働日数」を変更する場合は届出が必要（年間所定労働日数を当初の契約より少なくする場合は届出不要）</p> <p>③所定労働がフルタイム（労働日数が週5日以上かつ年間217日以上であって、かつ、週労働が30時間以上）ではなくなった場合に届出が必要（始業時間及び終業時間がそれぞれ変更になった場合でも、所定労働時間等に変更が生じていないのであれば、届出は不要）</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 雇用条件書（参考様式第1-6号）は、変更部分のみ記載してください。また、特定技能外国人が十分に理解できる言語で記載されており、かつ特定技能外国人が内容を理解した上で署名がなされていることが必要です（この条件が満たされていれば、雇用条件書に代わる任意の書式でも差し支えありません。）。</p>
14	P.104	<p>第2 契約終了の届出</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約が終了した場合には、当該終了日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約が終了した旨並びに当該終了年月日及び終了の事由を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p> <p>【留意事項】</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約が終了した場合には、当該終了日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約が終了した旨並びに当該終了年月日及び終了の事由を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。</p> <p>【留意事項】</p>
	P.105	<p>【留意事項】</p>	<p>【留意事項】</p>	<p>【留意事項】</p>

	P.105	<p>○4つ目</p> <p>○7つ目</p>	<p>○ 特定技能雇用契約を終了する場合、受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)をあらかじめ提出しておかなければなりません(詳細については、下記第4節を参照してください。)</p> <p>○ 企業の合併、分割、法人化などに伴い特定技能所属機関が変更になった場合、届出は不要です(別途、在留資格変更許可申請が必要です。)が、合併、分割、法人化などする前に特定技能外国人が自発的に離職した又は解雇された場合は届出が必要です(下記第4節の「特定技能外国人の受入れ困難時の届出」も必要です。)</p>	<p>○ 特定技能雇用契約を終了する場合、受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)をあらかじめ提出しておかなければなりません(自己都合退職を除きます。詳細については、下記第4節を参照してください。)</p> <p>○ 企業の合併、分割、法人化などに伴い特定技能所属機関が変更になった場合、届出は不要です(別途、在留資格変更許可申請が必要です。)が、合併、分割、法人化などする前に特定技能外国人が自発的に離職した場合又は解雇した場合は届出が必要です(解雇した場合は下記第4節の「特定技能外国人の受入れ困難に係る届出」も必要です。)</p>
15	P.106	<p>第3 新たな契約締結の届出</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、新たな特定技能雇用契約を締結した場合には、当該契約締結日から14日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に新たな契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、新たな特定技能雇用契約を締結した場合には、当該契約締結日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に新たな契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。</p>
16	P.107	<p>第2節 1号特定技能外国人支援計画に関する届出</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画を変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表を参照してください。)した場合には、当該変更日から14日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に当該計画を変更した旨並びに当該変更年月日及び変更後の計画の内容を記載した書</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画を変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表を参照してください。)した場合には、当該変更日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に当該計画を変更した</p>

	P.107	別表（1号特定技能外国人支援計画の変更関係） Ⅲ 登録支援機関 添付書類	面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。 ＜共通＞ ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1—17号） ＜右記①及び②の場合＞ ・支援責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2—3号） ＜右記⑦の場合＞ ・特定技能所属機関概要書（参考様式第1—11—1号）	旨並びに当該変更年月日及び変更後の計画の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。 ＜共通＞ ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1—17号） ＜右記①又は②の場合＞ ・支援責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2—3号） ＜右記⑦の場合＞ ・特定技能所属機関概要書（参考様式第1—11—1号）
17	P.110	第3節 登録支援機関との委託契約に関する届出 第1 契約締結の届出 ○1つ目	○ 特定技能所属機関は、登録支援機関との間で1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託するための契約（以下「支援委託契約」という。）を締結した場合には、当該契約の締結日から14日以内に、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。	○ 特定技能所属機関は、登録支援機関との間で1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託するための契約（以下「支援委託契約」という。）を締結した場合には、当該契約の締結日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。
18	P.111	第2 契約変更の届出 ○1つ目	○ 特定技能所属機関は、登録支援機関との支援委託契約を変更した場合には、当該契約の締結日から14日以内に、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を変更した旨並び	○ 特定技能所属機関は、登録支援機関との支援委託契約を変更した場合には、当該契約の締結日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）

			<p>に当該契約の変更年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p> <p>なお、別表の項番及び変更事項欄は、登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）の項目に対応しています。</p>	<p>を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を変更した旨並びに当該契約の変更年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。</p> <p>なお、別表の項番及び変更事項欄は、登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）の項目に対応しています。</p>
19	P.112	<p>第3 契約終了の届出</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、登録支援機関との支援委託契約が終了した場合には、当該終了日から14日以内に、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約が終了した旨並びに当該終了年月日及び終了の事由を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、登録支援機関との支援委託契約が終了した場合には、当該終了日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約が終了した旨並びに当該終了年月日及び終了の事由を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。</p>
20	P.113	<p>第4節 特定技能外国人の受入れ困難時の届出</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れが困難となった場合は、当該事由が生じた日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に次の事項を記載した書類を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p> <p>① 特定技能外国人の受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因</p> <p>② 特定技能外国人の現状</p> <p>③ 特定技能外国人としての活動の継続のための措置</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れが困難となった場合は、当該事由が生じた日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に次の事項を記載した書類を提出して届出を行わなければなりません。</p> <p>① 特定技能外国人の受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因</p> <p>② 特定技能外国人の現状</p> <p>③ 特定技能外国人としての活動の継続のための措置</p>

	P.114	○2つ目	<p>○ 受入れ困難の事由が発生した日から14日以内に受入れ困難の届出を行わなければなりません。</p> <p>○ 受入れ困難の事由発生日とは、主に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営上の都合により解雇の予告をしたとき ・ 特定技能所属機関が基準不適合となり、特定技能外国人の受入れの継続が困難となったとき ・ 法人の解散の意思決定がなされたとき ・ 重責解雇（労働者の責めに帰すべき事由によるもの）となるような事由が判明したとき ・ 「特定技能」以外の在留資格へ変更申請をしたとき（引き続き雇用する場合を含む） ・ 特定技能外国人の病気・怪我により雇用の継続が困難になったとき ・ 特定技能外国人が行方不明となったとき ・ 個人事業主・特定技能外国人が死亡したとき ・ 特定技能外国人が許可を受けた日から1か月経過しても就労を開始していない場合 ・ 特定技能外国人が雇用後に1か月以上活動ができない事情が生じた場合 <p>などがあります。</p> <p>※ 自己都合退職の申出があった時点での受入れ困難に係る届出の提出は不要です（その後特定技能外国人が退職した場合には、雇用契約終了（本章第1節第2）の届出を提出する必要があります。）。</p> <p>※ 特定技能外国人が許可を受けてから1か月経過しても就労を開始できない場合も受入れ</p>	<p>（削除）</p> <p>○ 受入れ困難の事由発生日とは、主に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営上の都合により解雇の予告をしたとき ・ 特定技能所属機関が基準不適合となり、特定技能外国人の受入れの継続が困難となったとき ・ 法人の解散の意思決定がなされたとき ・ 重責解雇（労働者の責めに帰すべき事由によるもの）となるような事由が判明したとき ・ 「特定技能」以外の在留資格へ変更申請をしたとき（自己都合退職した場合を除く。） ・ 特定技能外国人が行方不明となったとき ・ 個人事業主・特定技能外国人が死亡したとき ・ 特定技能外国人が許可を受けた日から1か月経過しても就労を開始していない場合 ・ 特定技能外国人が雇用後に1か月以上活動ができない事情（産前産後休業、育児休業、病気・怪我（労災を含む。）による休業等）が生じた場合 <p>などがあります。</p> <p>※ 特定技能外国人が許可を受けてから1か月経過しても就労を開始できない場合も受入れ困難の事由に含まれます。受入れ予定の外国人の在留審査の結果等の情報については、確実に把握するよう努めてください。</p>
--	-------	------	--	--

	<p>P.115</p> <p>【留意事項】</p> <p>○5つ目</p>	<p>困難の事由に含まれます。受入れ予定の外国人の在留審査の結果等の情報については、確実に把握するよう努めてください。</p>	<p>○ 特定技能外国人が、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けずに出国した場合又は再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受け出国したが同許可期限内に再入国しなかった場合、その時点で在留カードが失効します。それに伴い、特定技能雇用契約も終了するため、受入れ困難の届出と雇用契約終了の届出（詳細は前記第1節第2を御確認ください。）が必要になります。</p> <p>なお、事前に再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けずに出国すること、又は再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受け出国したが同許可期限内に再入国しないことが判明した場合は、その時点で先に受入れ困難の届出を行ってください。</p>	<p>○ 特定技能外国人が、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けずに出国すること又は再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受け出国したが同許可期限内に再入国しないことが判明した場合、受入れ困難に係る届出を行ってください（自己都合退職を除きます。）。</p>
	<p>P.115</p> <p>○6つ目</p>		<p>○ 一部の分野において、特定技能所属機関は分野別協議会へ入会することが求められていますが、分野別協議会への入会が拒否された場合や退会した場合には、特定技能所属機関は基準を満たさないことになり、引き続き特定技能外国人を受け入れることができないことから、届出が必要です。</p>	<p>○ 分野別協議会又は特定技能外国人受入事業実施法人を退会等した場合は、特定技能所属機関は基準を満たさないことになり、引き続き特定技能外国人を受け入れることができないことから、届出が必要です。</p>
	<p>P.115</p> <p>○7つ目</p>		<p>○ 企業の合併、分割、法人化などに伴い特定技能所属機関が変更になる場合、届出は不要です（別途、在留資格変更許可申請が必要です。）が、合併、分割、法</p>	<p>○ 企業の合併、分割、法人化などに伴い特定技能所属機関が変更になる場合、届出は不要です（別途、在留資格変更許可申請が必要です。）が、合併、分割、法</p>

	P.115	○10個目	<p>人化などする前に特定技能外国人が自発的に離職する又は特定技能外国人を解雇する場合は、それらが判明した時点で届出が必要です（実際に離職又は解雇された場合は、前記第1節第2の「契約終了の届出」も必要になります。）。</p> <p>○ その他の届出事由の場合には、受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書（参考様式第5-11号）を添付し、以下を具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出に至った経緯 ・転職に係る支援を行う場合はその内容 ・帰国に係る支援を行う場合は帰国予定日及び航空券の手配状況 ・特定技能外国人の連絡先となる電話番号（特定技能外国人自身が携帯電話契約をしていない場合でも、他に連絡を取ることが可能な電話番号がある場合は当該番号） ・特定技能外国人の法的保護を図るための情報提供実施の有無 <p>※ 情報の例としては以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等を利用して転職先を探すことが可能であること ・転職する場合には在留資格変更許可申請が必要であること ・転居した場合、14日以内に市町村に届け出る必要があること ・在留資格変更許可又は資格外活動許可を受けることなく稼働した場合、在留資格の取消しや退去強制の対 	<p>人化などする前に特定技能外国人が自発的に離職する又は特定技能外国人を解雇する場合は、それらが判明した時点で届出が必要です（実際に離職又は解雇した場合は、前記第1節第2の「契約終了の届出」も必要になります。）。</p> <p>○ その他の届出事由の場合には、受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書（参考様式第5-11号）を添付し、以下を具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出に至った経緯 ・転職に係る支援を行う場合はその内容 ・帰国に係る支援を行う場合は帰国予定日及び航空券の手配状況 ・特定技能外国人の連絡先となる電話番号（特定技能外国人自身が携帯電話契約をしていない場合でも、他に連絡を取ることが可能な電話番号がある場合は当該番号） ・特定技能外国人の法的保護を図るための情報提供実施の有無 <p>※ 情報の例としては以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等を利用して転職先を探すことが可能であること ・転職する場合には在留資格変更許可申請が必要であること ・転居した場合、14日以内に市町村に届け出る必要があること ・在留資格変更許可又は資格外活動許可を受けることなく稼働した場合、在留資格の取消しや退去強制の対
--	-------	-------	--	---

			<p>象となること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく特定技能外国人としての活動を行わずに3か月以上在留している場合、在留資格の取消しの対象となること ・ 特定技能1号の在留資格で在留できる期間は5年が限度であり、転職活動等を行う期間や一時帰国の期間も5年に含まれること ・ 特定技能外国人本人も、雇用契約終了について、14日以内に出入国在留管理庁に届け出る必要があること 	<p>象となること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく特定技能外国人としての活動を行わずに3か月以上在留している場合、在留資格の取消しの対象となること ・ 特定技能1号の在留資格で在留できる期間は原則5年が限度であり、転職活動等を行う期間や一時帰国の期間も5年に含まれること ・ 特定技能外国人本人も、雇用契約終了について、14日以内に出入国在留管理庁に届け出る必要があること
21	P.117	<p>第5節 特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、自らが特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条に定める特定技能雇用契約の相手方（特定技能所属機関）の基準に適合しないこととなる事由（以下「基準不適合」という。）が生じたことをを認知した場合には、当該認知の日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該基準不適合を認知した旨及び当該基準不適合の発生時期、認知時期、当該基準不適合等への対応並びに当該基準不適合等の内容を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、自らが特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条に定める特定技能雇用契約の相手方（特定技能所属機関）の基準に適合しないこととなる事由（以下「基準不適合」という。）が生じたことを認知した場合には、当該認知の日から14日以内に、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該基準不適合を認知した旨及び当該基準不適合の発生時期、認知時期、当該基準不適合等への対応並びに当該基準不適合等の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。</p>
22	P.119	<p>第6節 特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 入管法施行規則が改正されたことに伴い、令和7年6月1日以降（※）は、特定技能所属機関は、1年に1度、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項を記載した書類を提出する</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、1年に1度、特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項について、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に書類を提出して届出を行わな</p>

	P.119	○2つ目	<p>か出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p> <p>※ 改正入管法施行規則の附則の規定により、定期届出については、令和7年5月31日まで従前の定期届出の規定が適用されます。したがって、令和7年の第1四半期(対象期間:1月1日から3月31日)の定期届出は、令和7年4月1日から4月15日までに提出する必要があります。なお、改正後の規定に基づき、同届出を最初に提出するのは、令和8年4月1日から同年5月31日となります。</p> <p>(新設)</p>	<p>ければなりません。</p> <p>○ 以下の適格性書類については、「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」の添付書類として提出しなければなりません。</p> <p>(適格性書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号) ・ 登記事項証明書 ・ 業務執行に参与する役員の住民票の写し ・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書(参考様式第1-23号) ・ (特定技能所属機関の)労働保険料の納付に係る資料 ・ (特定技能所属機関の)社会保険料の納付に係る資料 ・ (特定技能所属機関の)国税の納付に係る資料 ・ (特定技能所属機関の)法人住民税の納付に係る資料
--	-------	------	--	--

	P.120	○3つ目	(新設)	<p>料</p> <p>○ これらの適格性書類については、一定の基準を満たす場合、提出を省略することが可能です。一定の基準とは、①過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、②在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い、かつ③一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関(下記①から⑥までのいずれかに該当する機関)であることです。詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。</p> <p>① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業(イノベーション創出企業) ④ 一定の条件を満たす企業等 ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人 ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人</p> <p>なお、在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行うためには、事前の利用者登録が必要です。</p>
--	-------	------	------	--

			<p>○ 入管法施行規則が改正されたことに伴い、届出書本体及び別紙に加えて、添付書類として適格性書類（添付資料）の提出が必要となります。</p> <p>なお、届出時点で基準に適合していることを誓約しており、過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、オンライン申請及び電子届出を活用することを誓約している機関（※）であって、かつ次の①から⑥のいずれかに該当する機関については、適正な受入れを行うことが見込まれる機関等として適格性書類の提出を省略することが可能です。</p> <p>※ 令和8年4月1日以降に提出する定期届出において、オンライン申請及び電子届出を行うことが適格性書類の省略を認める必須要件となりますので、書類の省略を希望される場合には、オンライン申請及び電子届出の利用者登録を行ってください。</p> <p>① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又は口の対象企業（イノベーション創出企業） ④ 一定の条件を満たす企業等</p>	<p>また、適格性書類等の提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出する必要があることに留意願います。</p> <p>（削除）</p>
--	--	--	--	--

	P.121	【確認対象の書】	<p>⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人</p> <p>⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人 (基準適合性に係る書類について省略を希望する場合の添付資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準適合性に係る誓約書・特定産業分野に係る説明書(参考様式第5-16号) ・ 特定産業分野ごとに提出を要する書類 <p>○ 前述の機関に該当しない機関又は過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けている機関については、次の添付資料の提出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準適合性及び特定産業分野に係る説明書(参考様式第5-17号) ・ 特定技能所属機関概要書 ・ 登記事項証明書 ・ 業務執行に関与する役員の住民票又は特定技能所属機関の役員に関する誓約書 ・ 労働保険料の納付に係る資料 ・ 社会保険料の納付に係る資料 ・ 国税の納付に係る資料 ・ 法人住民税の納付に係る資料 ・ 特定産業分野ごとに提出を要する書類 	(削除)
			【確認対象の書類】	【確認対象の書類】

		類】	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書（参考様式第3－6号） ・特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況（参考様式第3－6号別紙1） ・特定技能所属機関の適格性に関する資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書（参考様式第3－6号） ・特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況（参考様式第3－6号別紙1） ・適格性書類 <ul style="list-style-type: none"> *一定の基準を満たす場合は、適格性書類の提出は不要です。
23	P.122	第7節 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出 ○1つ目	○ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合には、当該認知の日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出書を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。	○ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合には、当該認知の日から14日以内に、 出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか 、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出書を提出して届出を行わなければなりません。
	P.123	【留意事項】 ○5つ目	【留意事項】 ○ 定期的な面談を実施した場合は、問題の有無にかかわらず、定期面談報告書（参考様式第5－5号、第5－6号）を作成して、地方出入国在留管理局・支局から求めがあった場合には、いつでも提出できるようにしておく必要があります。その上で、支援の実施困難な事情が生じた場合は、届出書にその旨記載の上、定期面談報告書の写しとともに提出してください。	【留意事項】 ○ 定期的な面談を実施した場合は、問題の有無にかかわらず、定期面談報告書（参考様式第5－5号、第5－6号）を作成して、地方出入国在留管理局から求めがあった場合には、いつでも提出できるようにしておく必要があります。その上で、支援の実施困難な事情が生じた場合は、届出書にその旨記載の上、定期面談報告書の写しとともに提出してください。
	P.123	○6つ目	○ 定期的な面談や相談の結果、基準不適合の発生を知った場合は、必要に応じて特定技能外国人の保護	○ 定期的な面談や相談の結果、基準不適合の発生を知った場合は、必要に応じて特定技能外国人の保護

			<p>を図るための措置及び関係行政機関への通報を行わなければなりません。</p> <p>また、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合を認知した特定技能所属機関は、地方出入国在留管理局・支局に「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出書（参考様式第3-5号）」を提出する必要があります（同届出の詳細については、本要領第7章第5節を参照してください。）。</p>	<p>を図るための措置及び関係行政機関への通報を行わなければなりません。</p> <p>また、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合を認知した特定技能所属機関は、地方出入国在留管理局に「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出書（参考様式第3-5号）」を提出する必要があります（同届出の詳細については、本要領第7章第5節を参照してください。）。</p>																								
24	P.134	<p>第3 登録拒否事由</p> <p>(3) 出入国又は労働関係法令に関し不正行為を行ったことによる拒否事由</p> <p>【留意事項】</p> <p>○1つ目</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為の例の主なものとしては、次の表に該当するものが挙げられます。</p> <p>表（出入国又は労働関係法令に関する主な不正行為）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>イからハマまでに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的、その事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の</td> </tr> </tbody> </table>		出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為	イ	外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	ロ	外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為	ハ	外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為	ニ	イからハマまでに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為	ホ	外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的、その事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の	<p>【留意事項】</p> <p>○ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為の例の主なものとしては、次の表に該当するものが挙げられます。</p> <p>表（出入国又は労働関係法令に関する主な不正行為）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>イからハマまでに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的、その事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の</td> </tr> </tbody> </table>		出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為	イ	外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	ロ	外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為	ハ	外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為	ニ	イからハマまでに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為	ホ	外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的、その事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の
	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為																											
イ	外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為																											
ロ	外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為																											
ハ	外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為																											
ニ	イからハマまでに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為																											
ホ	外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的、その事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の																											
	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為																											
イ	外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為																											
ロ	外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為																											
ハ	外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為																											
ニ	イからハマまでに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為																											
ホ	外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的、その事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の																											

			証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは入管法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的又は法第19条の23の規定による登録支援機関の登録若しくは登録の更新を受ける目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは入管法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的又は法第19条の23の規定による登録支援機関の登録若しくは登録の更新を受ける目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
		へ	外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は雇用契約の不履行に係る違約金契約を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為	外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は雇用契約の不履行に係る違約金契約を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為
		ト	外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人の支援委託契約を締結する行為	外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人の支援委託契約を締結する行為
		チ	法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助ける行為	法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助ける行為
		リ	外国人の就労に関し、労働基準法又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他これらに類する法令の規定に違反する行為	外国人の就労に関し、労働基準法又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他これらに類する法令の規定に違反する行為
		又	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年11月28日法律第89号）	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年11月28日法律第89号）

			<p>第37条第1項の規定により監理許可を取り消された法人である場合の当該取消しの処分を受ける原因となった行為及び同法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された場合の当該取消しを受ける原因となった行為</p>	<p>第37条第1項の規定により監理許可を取り消された法人である場合の当該取消しの処分を受ける原因となった行為及び同法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された場合の当該取消しを受ける原因となった行為</p>
			<p>ル 出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正する等の省令（平成29年法務省令第19号）による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（以下「改正前の上陸基準省令」という。）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる行為又は第1号ロに掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けており、当該「不正行為」が終了した日後、改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）</p>	<p>ル 出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正する等の省令（平成29年法務省令第19号）による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（以下「改正前の上陸基準省令」という。）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる行為又は第1号ロに掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けており、当該「不正行為」が終了した日後、改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）</p>
			<p>ヲ 他の機関が出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った当時、当該他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為</p>	<p>ヲ 他の機関が出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った当時、当該他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為</p>
			<p>ワ 法第19条の32第1項の規定により登録支援機関の登録の取消しが行われようとする者が当該取消しを免れる目的で法第19条の29第1項に規定による支援業務の廃止の届出を行う行為</p>	<p>ワ 法第19条の32第1項の規定により登録支援機関の登録の取消しが行われようとする者が当該取消しを免れる目的で法第19条の29第1項に規定による支援業務の廃止の届出を行う行為</p>
			<p>カ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能</p>	<p>カ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能</p>

			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="689 113 734 264"></td> <td data-bbox="734 113 1404 264">基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為</td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 264 734 416">ヨ</td> <td data-bbox="734 264 1404 416">特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為又は再委託を受ける行為</td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 416 734 612">タ</td> <td data-bbox="734 416 1404 612">1号特定技能外国人支援に関し、特定技能所属機関が基準不適合となった事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に必要な報告をしない行為又は虚偽の報告を行う行為</td> </tr> </table> <p data-bbox="689 612 1404 703">*上記の表で列举した行為の具体例として、次のようなものが挙げられます。</p> <p data-bbox="689 703 1404 900">① 暴行・脅迫・監禁（同表イ） 外国人に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていた場合です。なお、当該行為によって刑事罰に処せられているか否かを問いません。</p> <p data-bbox="689 900 1404 1139">② 旅券・在留カードの取上げ（同表ロ） 外国人の旅券又は在留カードを、その意思に反して保管していた場合です。例えば、登録支援機関において失踪防止の目的などとして、旅券や在留カードを保管していた場合が該当します。</p> <p data-bbox="689 1139 1404 1430">③ 外出その他私生活の自由を不当に制限する行為（同表ハ） 外国人の外出、外部との通信等を不当に制限している場合です。例えば、登録支援機関の許可を得ないで外出することを禁止したり、携帯電話の所持を禁止したりしていた場合が該当します。</p>		基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為	ヨ	特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為又は再委託を受ける行為	タ	1号特定技能外国人支援に関し、特定技能所属機関が基準不適合となった事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に必要な報告をしない行為又は虚偽の報告を行う行為	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1422 113 1467 264"></td> <td data-bbox="1467 113 2145 264">基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1422 264 1467 416">ヨ</td> <td data-bbox="1467 264 2145 416">特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為又は再委託を受ける行為</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1422 416 1467 612">タ</td> <td data-bbox="1467 416 2145 612">1号特定技能外国人支援に関し、特定技能所属機関が基準不適合となった事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に必要な報告をしない行為又は虚偽の報告を行う行為</td> </tr> </table> <p data-bbox="1422 612 2145 703">*上記の表で列举した行為の具体例として、次のようなものが挙げられます。</p> <p data-bbox="1422 703 2145 900">① 暴行・脅迫・監禁（同表イ） 外国人に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていた場合です。なお、当該行為によって刑事罰に処せられているか否かを問いません。</p> <p data-bbox="1422 900 2145 1139">② 旅券・在留カードの取上げ（同表ロ） 外国人の旅券又は在留カードを、その意思に反して保管していた場合です。例えば、登録支援機関において失踪防止の目的などとして、旅券や在留カードを保管していた場合が該当します。</p> <p data-bbox="1422 1139 2145 1430">③ 外出その他私生活の自由を不当に制限する行為（同表ハ） 外国人の外出、外部との通信等を不当に制限している場合です。例えば、登録支援機関の許可を得ないで外出することを禁止したり、携帯電話の所持を禁止したりしていた場合が該当します。</p>		基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為	ヨ	特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為又は再委託を受ける行為	タ	1号特定技能外国人支援に関し、特定技能所属機関が基準不適合となった事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に必要な報告をしない行為又は虚偽の報告を行う行為
	基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為															
ヨ	特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為又は再委託を受ける行為															
タ	1号特定技能外国人支援に関し、特定技能所属機関が基準不適合となった事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に必要な報告をしない行為又は虚偽の報告を行う行為															
	基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為															
ヨ	特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為又は再委託を受ける行為															
タ	1号特定技能外国人支援に関し、特定技能所属機関が基準不適合となった事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に必要な報告をしない行為又は虚偽の報告を行う行為															

			<p>④ その他人権を著しく侵害する行為（同表ニ） 外国人の人権を著しく侵害する行為（前記①から③に該当する行為は除く。）を行っていた場合です。例えば、外国人から人権侵害の被害を受けた旨の申告があり、人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合や外国人の意に反して預金通帳を取り上げていた場合です。</p> <p>⑤ 偽変造文書等の行使・提供（同表ホ） 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関し不正若しくは著しく不当な行為を隠蔽する目的又は事業活動に関し、当該外国人に不正に在留資格認定証明書の交付、上陸許可、在留資格変更許可等を受けさせる目的又は登録支援機関の登録（更新を含む。）を受ける目的等で偽変造文書等の行使又は提供をしたことがある場合です。 なお、出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は不当な行為に関する事実を隠蔽する目的で、地方出入国在留管理局が実施する調査を拒んだり妨害した場合等には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に該当します。</p> <p>⑥ 保証金の徴収等（同表へ及びト） 外国人やその親族等から、保証金を徴収するなどしてその財産を管理していた場合や労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した場合です。例えば、外国人の失踪を防止するために、外国人やその家族等から保証金を徴収したり、失踪</p>	<p>④ その他人権を著しく侵害する行為（同表ニ） 外国人の人権を著しく侵害する行為（前記①から③に該当する行為は除く。）を行っていた場合です。例えば、外国人から人権侵害の被害を受けた旨の申告があり、人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合や外国人の意に反して預金通帳を取り上げていた場合です。</p> <p>⑤ 偽変造文書等の行使・提供（同表ホ） 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関し不正若しくは著しく不当な行為を隠蔽する目的又は事業活動に関し、当該外国人に不正に在留資格認定証明書の交付、上陸許可、在留資格変更許可等を受けさせる目的又は登録支援機関の登録（更新を含む。）を受ける目的等で偽変造文書等の行使又は提供をしたことがある場合です。 なお、出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は不当な行為に関する事実を隠蔽する目的で、地方出入国在留管理局が実施する調査を拒んだり、妨害したりしたり場合等には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に該当します。</p> <p>⑥ 保証金の徴収等（同表へ及びト） 外国人やその親族等から、保証金を徴収するなどしてその財産を管理していた場合や労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した場合です。例えば、外国人の失踪を防止するために、外国人やその家族等から保証金を徴収したり、失踪</p>
--	--	--	---	---

			<p>した際の違約金を定めていた場合です。また、地方出入国在留管理局、労働基準監督署等に対して、不適正な行為を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として、貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中で退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約、外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な金銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。</p> <p>また、特定技能所属機関との支援委託契約を締結するに際し、これをあつせんする第三者がいる場合において、当該第三者が保証金の徴収等を行っている者であることを知りながら、当該第三者からの紹介を受けて特定技能所属機関と支援委託契約を締結する行為も該当します。</p> <p>なお、これらの契約の締結の有無及び内容の如何に関わらず、実際に保証金を徴収するなど、不当に金銭その他の財産の移転を行う行為に及んだ場合には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に該当します。</p> <p>⑦ 不法就労者の雇用（同表子）</p> <p>①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は、③業とし</p>	<p>したりした際の違約金を定めていた場合です。また、地方出入国在留管理局、労働基準監督署等に対して、不適正な行為を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として、貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中で退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約、外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な金銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。</p> <p>また、特定技能所属機関との支援委託契約を締結するに際し、これをあつせんする第三者がいる場合において、当該第三者が保証金の徴収等を行っている者であることを知りながら、当該第三者からの紹介を受けて特定技能所属機関と支援委託契約を締結する行為も該当します。</p> <p>なお、これらの契約の締結の有無及び内容の如何に関わらず、実際に保証金を徴収するなど、不当に金銭その他の財産の移転を行う行為に及んだ場合には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に該当します。</p> <p>⑦ 不法就労者の雇用（同表子）</p> <p>①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は、③業とし</p>
--	--	--	--	---

			<p>て、①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合です。</p> <p>⑧ 労働関係法令違反（同表リ）</p> <p>登録支援機関において、外国人の就労活動に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があった場合です。外国人の就労活動に関しとは、登録支援機関による当該違反行為の対象者が外国人である場合をいい、当該違反行為により1号特定技能外国人支援計画の適正な履行を確保できないと判断されるときに該当します。</p> <p>⑨ 監理許可の取消し（同表ヌ及びル）</p> <p>登録支援機関が、技能実習制度における監理団体であった場合に、改正前の上陸基準省令の表の技能実習の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第16号の表に掲げる行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けており、当該「不正行為」が終了した日後、改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）を行った場合又は技能実習法第37条第1項の規定により監理許可を取り消された場合が該当します。</p> <p>⑩ 不正行為当時の役員（同表ヲ）</p> <p>登録支援機関の経営者が他の機関が不正行為を行ったときに当該機関の経営者等に就任して外国人の受入れ等に係る業務に従事していた場合が該当します。</p> <p>⑪ 登録支援機関の登録取消しを逃れる行為（同表</p>	<p>て、①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合です。</p> <p>⑧ 労働関係法令違反（同表リ）</p> <p>登録支援機関において、外国人の就労活動に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があった場合です。外国人の就労活動に関しとは、登録支援機関による当該違反行為の対象者が外国人である場合をいい、当該違反行為により1号特定技能外国人支援計画の適正な履行を確保できないと判断されるときに該当します。</p> <p>⑨ 監理許可の取消し（同表ヌ及びル）</p> <p>登録支援機関が、技能実習制度における監理団体であった場合に、改正前の上陸基準省令の表の技能実習の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第16号の表に掲げる行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けており、当該「不正行為」が終了した日後、改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）を行った場合又は技能実習法第37条第1項の規定により監理許可を取り消された場合が該当します。</p> <p>⑩ 不正行為当時の役員（同表ヲ）</p> <p>登録支援機関の経営者が他の機関が不正行為を行ったときに当該機関の経営者等に就任して外国人の受入れ等に係る業務に従事していた場合が該当します。</p> <p>⑪ 登録支援機関の登録取消しを逃れる行為（同表</p>
--	--	--	---	---

			<p>ワ)</p> <p>登録支援機関の登録の取消しが行われようとしている者が、登録取消しを免れる目的で支援業務の廃止の届出を行った場合です。</p> <p>⑫ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援における不正行為</p> <p>定期的な面談（オンライン会議システム等を活用する場合を含む。）や相談等において、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為や基準不適合に該当し得る内容等について相談記録書や定期面談報告書を作成しない場合などがこれに該当します。</p> <p>⑬ 支援委託業務を再委託する行為・再委託を受ける行為</p> <p>入管法第19条の30により登録支援機関は委託に係る適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を自ら行うことが求められており、特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為がこれに該当します。</p> <p>なお、登録前に再委託を受ける行為も同様に不正行為に該当することに留意してください。</p> <p>⑭ 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告に関する不作為等</p> <p>1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告に関し、支援を実施しなかったこと、支援を通じて特定技能所属機関の基準不適合を把</p>	<p>ワ)</p> <p>登録支援機関の登録の取消しが行われようとしている者が、登録取消しを免れる目的で支援業務の廃止の届出を行った場合です。</p> <p>⑫ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援における不正行為</p> <p>定期的な面談（オンライン会議システム等を活用する場合を含む。）や相談等において、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為や基準不適合に該当し得る内容等について相談記録書や定期面談報告書を作成しない場合などがこれに該当します。</p> <p>⑬ 支援委託業務を再委託する行為・再委託を受ける行為</p> <p>入管法第19条の30により登録支援機関は委託に係る適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を自ら行うことが求められており、特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為がこれに該当します。</p> <p>なお、登録前に再委託を受ける行為も同様に不正行為に該当することに留意してください。</p> <p>⑭ 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告に関する不作為等</p> <p>1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告に関し、支援を実施しなかったこと、支援を通じて特定技能所属機関の基準不適合を把</p>
--	--	--	--	--

			握した場合などに、当該事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に報告しなかった場合（不作為）や虚偽の報告を行った場合がこれに該当します。	握した場合などに、当該事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に報告しなかった場合（不作為）や虚偽の報告を行った場合がこれに該当します。
25	P.152	第2節 登録支援機関に関する届出等 ○1つ目	○ 本節に定める届出は、届出書及び必要な添付資料を地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行ってください。 また、同届出は、インターネットを介して行うこともできます。インターネットを介して行う場合は、「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、届出を行ってください（事前に利用者情報登録をする必要があります。）。 なお、掲載場所は、末尾の別表のとおりです（令和3年4月1日から利用開始。）。	○ 本節に定める届出は、届出書及び必要な添付資料を地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行ってください。 また、同届出は、インターネットを介して行うこともできます。インターネットを介して行う場合は、「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、届出を行ってください（事前に利用者情報登録をする必要があります。）。
26	P.153	第1 変更の届出 ○1つ目	○ 登録支援機関は、登録した申請書の記載事項に掲げる事項（次の別表の「変更事項」欄に掲げる事項）に変更があったときは、登録事項変更に関する届出書（入管法施行規則別記第29号の16様式。以下「別記第29号の16様式」という。）を登録支援機関の住所（本店又は主たる事務所）を管轄する地方出入国在留管理局に提出 するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して 届出を行わなければなりません。	○ 登録支援機関は、登録した申請書の記載事項に掲げる事項（次の別表の「変更事項」欄に掲げる事項）に変更があったときは、 出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、 登録事項変更に関する届出書（入管法施行規則別記第29号の16様式。以下「別記第29号の16様式」という。）を登録支援機関の住所（本店又は主たる事務所）を管轄する地方出入国在留管理局に提出して届出を行わなければなりません。
27	P.156	第3 休廃止の届出等 ○1つ目	○ 登録支援機関は、支援業務を休廃止したときは、休廃止日から14日以内に、支援業務の休止又は廃止に係る届出書（参考様式第4-1号）を登録支援機関の住所（本店又は主たる事務所）を管轄する地方出入	○ 登録支援機関は、支援業務を休廃止したときは、休廃止日から14日以内に、 出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、 支援業務の休止又は廃止に係る届出書（参考様式第4-1号）を登

			<p>国在留管理局に提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p>	<p>録支援機関の住所(本店又は主たる事務所)を管轄する地方出入国在留管理局に提出して届出を行わなければなりません。</p>
28	P.159	<p>第4 支援の実施状況等に関する届出・報告</p> <p>(2) 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 登録支援機関は、支援の全部委託を受けた1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を実施する際、支援の実施困難な事由又は支援の委託を受けた特定技能所属機関が基準不適合となったことを知った場合には、対象となる特定技能外国人が所属する特定技能所属機関を管轄する地方出入国在留管理局に報告することが求められます。</p> <p>当該報告については、書類を提出して報告を行うか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して報告する必要があります。</p>	<p>○ 登録支援機関は、支援の全部委託を受けた1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を実施する際、支援の実施困難な事由又は支援の委託を受けた特定技能所属機関が基準不適合となったことを知った場合には、対象となる特定技能外国人が所属する特定技能所属機関を管轄する地方出入国在留管理局に報告することが求められます。</p> <p>当該報告については、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して報告を行うか、書類を提出して報告を行う必要があります。</p>

29

参考様式
第1-2
8号

再入国出国期間に
関する申立書

参考様式第1-28号

新型コロナウイルス感染症の影響に関する申立書

私は、在留資格「特定技能1号」で日本に在留していた際、再入国許可による出国（みなし再入国許可による出国を含む。）をしたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できなかった期間があります。

下記1から2までの期間について、「特定技能1号」の通算在留期間に関する取扱いにおいて配慮願いたく申し立てます。

記

1	再入国許可による出国日	年 月 日
2	その直後の入国日（注）	年 月 日

（注）再入国許可による入国日又は新規入国日のいずれか早い日

年 月 日

申請人署名

参考様式第1-28号

再入国出国期間に関する申立書

私は、在留資格「特定技能1号」で日本に在留していた際、再入国許可による出国（みなし再入国許可による出国を含む。）をしたものの、下記の理由により再入国することができなかった期間があります。

つきましては、やむを得ない事情により再入国できなかったことを疎明する資料を添付するので、当該期間について、在留資格「特定技能1号」の通算在留期間に関する取扱いにおいて配慮願いたく申し立てます。

記

1 再入国することができなかったやむを得ない理由

2 該当する期間

再入国許可による出国年月日	年 月 日
その直後の入国年月日（注）	年 月 日

（注）再入国許可による入国日又は新規入国日のいずれか早い日

年 月 日

申請人署名 _____

30	参考様式 第1-30号	休業期間に関する 申立書	(新設)	<p>参考様式第1-30号</p> <p style="text-align: center;">休業期間に関する申立書</p> <p>私は、在留資格「特定技能1号」で在留中、下記の理由により休業期間があったので、申し立てます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 休業期間（現在も休業中の場合は予定期間） 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）</p> <p>2. 休業した理由 <input type="checkbox"/> 産前産後休業 出産種別：<input type="checkbox"/> 単胎 <input type="checkbox"/> 多胎（出産した子の人数が2人（双子）以上の場合） 出産年月日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 病気・怪我（労災を含む）</p> <p>3. 休業時の特定技能所属機関 法人番号： 機関の氏名・名称： 機関の住所： 事業主名： 電話番号：</p> <p>4. 休業期間を証明する資料（（1）又は（2）のいずれかの資料を合わせて添付すること） （1）産前産後休業・育児休業の場合 <input type="checkbox"/> 在留資格「特定技能1号」の在留申請に係る提出書類 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し <input type="checkbox"/> 産前産後休業を取得したことを証明する資料・育児休業を取得したことを証明する資料 <input type="checkbox"/> 休業期間中のタイムカードの写し又は出勤簿の写し</p> <p>（2）病気・怪我による休業の場合 <input type="checkbox"/> 在留資格「特定技能1号」の在留申請に係る提出書類 <input type="checkbox"/> 医師の診断書、病院から発行された治療・入院等の事実を証明する資料（治療期間や入院期間が記載されているもの） <input type="checkbox"/> 労災保険の支給決定通知書の写し（労災の場合に限る） <input type="checkbox"/> 休業期間中のタイムカードの写し又は出勤簿の写し <input type="checkbox"/> 休業期間中の給与明細書の写し <input type="checkbox"/> 休業期間中の給与が振り込まれている口座の通帳（直近の預貯金額を記載しているもの）の写し <input type="checkbox"/> 休業期間中の給与振込口座指定・同意書の写し</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 申請人の署名 _____</p>
----	----------------	-----------------	------	---

31	参考様式 第1-3 1号	通算在留期間を 超える在留に 関する 申立書	(新設)	<p>参考様式第1-31号</p> <p>通算在留期間を超える在留に関する申立書</p> <p>私は、在留資格「特定技能1号」で在留中、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に定められている在留資格「特定技能2号」の技能水準として必要な試験等に別添の試験結果通知書の写しとおり不合格となったところ、当該試験等の再受験のため、引き続き在留資格「特定技能1号」での在留を希望しますので、下記のとおり申し立てます。</p> <p>記</p> <p>1 身分事項 氏名・性別（ローマ字）： _____ 男・女 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域： _____</p> <p>2 不合格となった試験等（複数ある場合は全て記載） 特定産業分野・業務区分： 試験等の名称： 受験年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 試験結果通知書の発行年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 総得点： 合格基準点の8割の点数又は80パーセント： ※総得点が合格基準点の8割の点数又は80パーセントを上回っているものが対象。</p> <p>3 誓約事項 私は以下の事項について誓約します。 <input type="checkbox"/> 合格基準点の8割以上の得点を取得した上記2の試験等の合格に向けて精励し、かつ、同試験等を受験します。 <input type="checkbox"/> 上記2の試験等に合格した場合、速やかに「特定技能2号」の在留資格変更許可申請を行います。 <input type="checkbox"/> 上記2の試験等に合格できなかった場合、速やかに帰国します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 申請人の署名 _____</p> <p>4 特定技能所属機関の誓約事項（特定技能所属機関において記載） 特定技能所属機関として、以下の事項について誓約します。 <input type="checkbox"/> 当機関において、引き続き上記1の申請人の雇用を継続します。 <input type="checkbox"/> 当機関では、上記2の試験等の合格に向けた指導・研修・支援等を行う体制を有しています。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 特定技能所属機関の氏名又は名称 _____ 作成責任者の署名 _____</p>
----	--------------------	---------------------------------	------	--